

第4期中期目標期間 業務実績等報告書

令和5年6月21日

独立行政法人農業者年金基金

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象中期目標期間	中期目標期間評価	第4期中期目標期間（第4期）
	中期目標期間	平成30年～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	B	B	B	B	
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					中期目標期間評価		項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込評価	期間実績評価		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B	B		B		第1	
1 農業者年金事業	B	B	B	A		A		第1-1	
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b	b	s		a			
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重	b○重	a○重		a○重			
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b	b		b			
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b	b		b			
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b	a	a		a			
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重	b○重	a○重		a○重			
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(8) 情報システム管理業務	b	b	b	a		a			
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B	B	B		B		第1-2	
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b	b		b			
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b	a	a		a			
(4) 運用の透明性の確保	b	b	b	b		b			
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b	b	a		a			

中期計画（中期目標）	評価年度					中期目標期間		項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込評価	期間実績評価		
III 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		B		第3	
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		B			
(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b	b		b			
(2) 決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b	b		b			
(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b	b	b		b			
(4) 貸付金債権等の適切な管理等	b	b	b	b		b			
(5) 長期借入金の適切な実施	a	a	a	a		a			
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		B		第4	
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		B			
(1) 支出削減の取組	b	b	b	b		b			
(2) 法人運営における資金の配分状況	b	b	b	b		b			
V 短期借入金の限度額	—	—	—	—		—		第5	
VI その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B		B		第6	

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B	B	B		B		第1 -3	
(1)政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	b○重	c○重	b○重	b○重		b○重			
(2)女性農業者の加入の拡大	b	a	a	a		a			
(3)加入推進活動の実施	b	a	a	b		b			
(4)加入推進活動の効果検証	b	b	b	b		b			
(5)ホームページ等による情報の提供	b	b	b	a		a			
II 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		B		第2	
1 業務改善の推進	B	B	B	B		B		第2 -1	
2 電子化の推進	B	B	B	A		A		第2 -2	
(1)農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b	b	b		b			
(2)マイナンバーによる情報連携	b	b	b	a		a			
3 運営経費の抑制	B	B	B	B		B		第2 -3	
(1)一般管理費及び事業費の削減	b	b	b	b		b			
(2)給与水準の適正化	b	b	b	b		b			
4 調達合理化	B	B	B	B		B		第2 -4	
5 組織体制の整備等	B	B	B	B		B		第2 -5	
(1)組織体制の整備	b	b	b	b		b			
(2)働き方改革の推進	b	b	b	b		b			
(3)情報システムの整備及び管理									

1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	B	B	B	B		B		第6 -1	
(1)方針	b	b	b	b		b			
(2)人員に関する指標	b	b	b	b		b			
2 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		B		第6 -2	
3 内部統制の充実・強化	B	B	B	B		B		第6 -3	
(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(2)コンプライアンスの推進	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(3)リスク管理の徹底	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(4)内部監査	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	B	B	B	B		B		第6 -4	
(1)情報セキュリティ対策の推進	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(2)個人情報保護対策の推進	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
(3)研修等の実施	b○重	b○重	b○重	b○重		b○重			
5 情報公開の推進	B	B	B	B		B		第6 -5	
6 業務運営能力の向上等	B	B	B	B		B		第6 -6	
(1)研修の充実	b	b	b	b		b			
(2)委託業務の質の向上	b	b	b	b		b			

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
標準処理 期間内処 理割合 (適用・ 収納課)	提出され た申出書 等の97% 以上		99.87%	99.72%	94.72%	100.00%	100.00%	予算額(千円)	180,709,907	195,836,708	183,094,532	178,049,134	175,839,086
標準処理 期間内処 理割合 (給付 課)	提出され た申出書 等の98% 以上		98.08%	99.22%	99.27%	99.47%	99.57%	決算額(千円)	177,929,027	190,035,467	181,502,828	176,020,389	172,013,581
								経常費用(千円)	111,978,331	95,013,645	118,541,114	93,271,112	77,845,475
								経常利益(千円)	△4,153,135	5,027,942	△25,906,362	△4,491,715	6,412,128
								行政コスト(千円)	9,765,244	95,146,152	118,541,284	93,276,589	77,848,808
								従事人員数	38.04	38.04	38.04	38.04	38.04

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価		評価		
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				評価：B	評価	B	評価
						3つの中項目のうち、1項目がA評価、2項目がB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(A)×2/10+2点(B)×3/10+2点(B)×5/10 =2.2点 1.5点以上 2.5点未満：B		
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業				評価：A	評価	A	評価
						8つの小項目のうち、5項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価。 ※3点(a)×2/9+3点(a)×1/9×4項目+2点(b)×1/9×3項目=2.6点 2.5点以上 3.5点未満：A		
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした会議及び研修会において、制度への理解や事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内の処理割合が97%以上となるよう、手続きの迅速化に努め、その結果を毎年9月と3月にホームページに公表した。 平成30年度2月処理分及び令和元年度処理分については、①業務受託機関において審査に時間を要したこと、②被保険者等からの書類又は確認待ちにより時間を要したこと等により標準処理期間内処理割合が100%を満たすことができなかった。	<評価と根拠> 評価：a 平成30年度及び令和元年度は、標準処理期間内処理の割合が99%超と、目標である97%を大きく超えていたが、令和2年8月は、新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務の指示が出されていたため、標準処理期間内処理の割合が79.6%となってしまった。 この経験を踏まえ、在宅勤務は繁忙期以外で行うこと、繁忙期以外でも在宅勤務を行う割合を令和2年8月時より下げる等の体制の見直しを行った。また、職員同士で話し合い、届出書等の	評価	a	評価	
						平成30年度から令和3年度の標準処理期間内の処理割合の平均が、98.50%である。 新型コロナウイルス感染症の対応を契機として、届出書の審査等の進捗状況を担当者間で共有することで、事務処理の迅速化が図られており、令和4年度においても年度計画に基づき目標を達成することが見込まれるため、所期の目標を		

<p>定期的に公表する。</p>	<p>申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。</p> <p>これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。</p>	<p>果を計画どおり公表しているか。</p>	<p>標準処理期間内処理割合が目標を下回った令和2年8月処理分については、基金において新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務（令和2年4月～6月）が実施され、個人情報を持ち帰って審査することができないことから、通常よりも処理業務に時間を要してしまった。</p> <p>これ以降も新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務を継続せざるを得なかったが、この経験を踏まえ、在宅勤務体制の見直しを行い、効率的な審査を徹底した結果、令和2年2月処理分から5回連続で処理割合が100%となり、目標である97%を大幅に超える結果を達成することができた。</p> <p>【年度別処理月別標準処理期間内処理割合】</p> <table border="1" data-bbox="914 667 1736 1360"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>処理月</th> <th>処理件数</th> <th>標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)</th> <th>達成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成30年度</td> <td>8月</td> <td>179</td> <td>179 (100.00)</td> <td>103.09</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>582</td> <td>581 (99.83)</td> <td>102.92</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>8月</td> <td>232</td> <td>231 (99.57)</td> <td>102.65</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>470</td> <td>469 (99.79)</td> <td>102.88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td> <td>8月</td> <td>201</td> <td>160 (79.60)</td> <td>82.06</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>576</td> <td>576 (100.00)</td> <td>103.09</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>8月</td> <td>200</td> <td>200 (100.00)</td> <td>103.09</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>500</td> <td>500 (100.00)</td> <td>103.09</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td> <td>8月</td> <td>230</td> <td>230 (100.00)</td> <td>103.09</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>451</td> <td>451 (100.00)</td> <td>103.09</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,621</td> <td>3,577 (98.78)</td> <td>101.84</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>—</td> <td>362.1</td> <td>357.7 (98.78)</td> <td>101.84</td> </tr> </tbody> </table>	年度	処理月	処理件数	標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)	達成率 (%)	平成30年度	8月	179	179 (100.00)	103.09	2月	582	581 (99.83)	102.92	令和元年度	8月	232	231 (99.57)	102.65	2月	470	469 (99.79)	102.88	令和2年度	8月	201	160 (79.60)	82.06	2月	576	576 (100.00)	103.09	令和3年度	8月	200	200 (100.00)	103.09	2月	500	500 (100.00)	103.09	令和4年度	8月	230	230 (100.00)	103.09	2月	451	451 (100.00)	103.09	合計		3,621	3,577 (98.78)	101.84	平均	—	362.1	357.7 (98.78)	101.84	<p>審査等の進捗状況を共有し、業務過多となっている職員のフォローを他の職員が行う等して効率的な審査を徹底した。</p> <p>その結果、中期目標期間中の合計では98.78%であり、特に令和3年2月以降の調査では、5回連続で100%となったことから、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を上げることができたため、a評価とした。</p> <p>(参考)</p> <p>目標97%（達成度合100%）から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価</p> <p>s：処理割合100% a：処理割合98.5%以上100%未満 b：処理割合97%以上98.5%未満</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>上回る成果が得られることから、自己評価である「a」評定が妥当であると認められる。</p>	
年度	処理月	処理件数	標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)	達成率 (%)																																																														
平成30年度	8月	179	179 (100.00)	103.09																																																														
	2月	582	581 (99.83)	102.92																																																														
令和元年度	8月	232	231 (99.57)	102.65																																																														
	2月	470	469 (99.79)	102.88																																																														
令和2年度	8月	201	160 (79.60)	82.06																																																														
	2月	576	576 (100.00)	103.09																																																														
令和3年度	8月	200	200 (100.00)	103.09																																																														
	2月	500	500 (100.00)	103.09																																																														
令和4年度	8月	230	230 (100.00)	103.09																																																														
	2月	451	451 (100.00)	103.09																																																														
合計		3,621	3,577 (98.78)	101.84																																																														
平均	—	362.1	357.7 (98.78)	101.84																																																														

<p>イ 被保険者資格の適切な管理</p> <p>国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>イ 被保険者資格の適切な管理</p> <p>国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。</p> <p>不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。</p> <p>これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 不整合者の占める割合。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。 突合結果を踏まえた適正な管理。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 突合を行ったか。 その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>被保険者等の資格の適切な管理に資するため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録の突合を年2回行った。</p> <p>この突合結果により不整合が判明した被保険者等（以下「不整合者」という。）に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関に送付し、必要な届出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、不整合者に対し届出書等の手続きを促すための通知を送付した。</p> <p>また、基金主催の会議や業務受託機関主催の研修会等の機会を捉えて業務受託機関に対して重ねて不整合者に対する届出書等の提出の指導を依頼した。</p> <p>【年度別不整合者の状況】 (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="917 611 1730 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">突合月</th> <th rowspan="2">対象人数</th> <th colspan="2">不整合者数【割合】</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>6か月経過後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成30年度</td> <td>4月</td> <td>73,329</td> <td>1,405【1.92】</td> <td>459【0.63】</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>72,858</td> <td>1,199【1.65】</td> <td>422【0.58】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>4月</td> <td>72,393</td> <td>1,405【1.94】</td> <td>490【0.68】</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>72,053</td> <td>1,160【1.61】</td> <td>453【0.63】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td> <td>8月</td> <td>71,116</td> <td>1,394【1.96】</td> <td>※369【0.52】</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>71,142</td> <td>1,186【1.67】</td> <td>386【0.54】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>4月</td> <td>70,927</td> <td>1,176【1.66】</td> <td>376【0.53】</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>70,512</td> <td>964【1.37】</td> <td>368【0.52】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td> <td>4月</td> <td>70,213</td> <td>1,074【1.53】</td> <td>355【0.51】</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>69,943</td> <td>912【1.30】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td></td> <td>71,449</td> <td>1,188【1.66】</td> <td>409【0.57】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※8か月経過後（令和3年4月）の不整合者数【不整合者の割合】</p> <p>※突合月は基金で突合を行った月</p> <p>主な不整合理由が、国民年金付加保険料の納付記録がないことから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」（以下「重要事項」という。）の加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。</p> <p>加えて、令和4年1月からは新規加入時だけでなく、再加入時も業務受託機関において、重要事項の説明・配付及び国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うこととした。</p> <p>これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を目標の0.7%以下とし、令和2年8月突合分以降については、5回連続で0.5%程度に抑えている。</p>	年度	突合月	対象人数	不整合者数【割合】		当初	6か月経過後	平成30年度	4月	73,329	1,405【1.92】	459【0.63】	11月	72,858	1,199【1.65】	422【0.58】	令和元年度	4月	72,393	1,405【1.94】	490【0.68】	11月	72,053	1,160【1.61】	453【0.63】	令和2年度	8月	71,116	1,394【1.96】	※369【0.52】	11月	71,142	1,186【1.67】	386【0.54】	令和3年度	4月	70,927	1,176【1.66】	376【0.53】	11月	70,512	964【1.37】	368【0.52】	令和4年度	4月	70,213	1,074【1.53】	355【0.51】	11月	69,943	912【1.30】	—	平均		71,449	1,188【1.66】	409【0.57】	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>被保険者資格記録の突合を年2回実施し、不整合者に対して必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう粘り強く働きかけを行った結果、不整合者の占める割合が中期計画の目標である0.7%以下となり、令和2年8月以降については、5回連続で0.7%を大きく下回る0.5%程度に抑えており、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を上げることができたため、a評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 a</p> <p>農業者年金被保険者資格（国民年金第1号被保険者、付加保険料の納付）の確認のため、毎年度2回、国民年金被保険者資格記録との突合を行い、被保険者に対して必要な届出の指導を行った結果、被保険者等に対する不整合者が占める割合を、平成30年度上期の実績0.63%から令和3年度下期の実績0.52%まで大きく下げ、適正な被保険者の資格記録に基づいた年金給付に結びつけた。</p> <p>令和4年度においても年度計画に基づき目標を達成することが見込まれるため、所期の目標を上回る成果が得られることから、自己評価である「a」評定が妥当であると認められる。</p>	<p>評定</p>
年度	突合月	対象人数	不整合者数【割合】																																																												
			当初	6か月経過後																																																											
平成30年度	4月	73,329	1,405【1.92】	459【0.63】																																																											
	11月	72,858	1,199【1.65】	422【0.58】																																																											
令和元年度	4月	72,393	1,405【1.94】	490【0.68】																																																											
	11月	72,053	1,160【1.61】	453【0.63】																																																											
令和2年度	8月	71,116	1,394【1.96】	※369【0.52】																																																											
	11月	71,142	1,186【1.67】	386【0.54】																																																											
令和3年度	4月	70,927	1,176【1.66】	376【0.53】																																																											
	11月	70,512	964【1.37】	368【0.52】																																																											
令和4年度	4月	70,213	1,074【1.53】	355【0.51】																																																											
	11月	69,943	912【1.30】	—																																																											
平均		71,449	1,188【1.66】	409【0.57】																																																											

<p>ウ 保険料収納業務の円滑な実施</p> <p>保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。</p> <p>また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。</p>	<p>ウ 保険料収納業務の円滑な実施</p> <p>保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。</p> <p>また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。 ・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>口座振替不能者（以下「振替不能者」という。）については、毎月、振替不能者がいる業務受託機関にリストを送付し、業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書等の提出について指導するよう依頼した。</p> <p>また、12回継続した振替不能者については、口座振替停止の措置を講じた上で該当者がいる業務受託機関にリストを送付し、業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開手続き等について指導するよう依頼した。併せて、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。</p> <p>なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階においても、該当者に対して振替の勧奨の通知を送付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>毎月、振替不能者のリストを業務受託機関へ送付し、振替不能者への対応等を依頼した。</p> <p>また、12回継続した振替不能者についても、業務受託機関にリストを送付し、該当者への対応等を依頼するとともに、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。</p> <p>さらに、連続振替不能5回及び10回の段階においても、該当者に対してお知らせを送付し、働きかけを行ったことから、取組は十分であり、所期の目標を達成することができたため、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b											
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。												
評定												
<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等を行ったことにより発生した過大納付保険料については、速やかに基金から被保険者等に対</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>発生した過大納付の保険料につい</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b											
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。												
評定												

<p>実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。</p>	<p>実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。</p>	<p><その他の指標> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。</p> <p><評価の視点> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。</p> <p><評価の視点> ・過大納付発生後、速やかに被保険者等に請求書を送付しているか。 ・被保険者等からの請求に基づき一週間内で処理しているか。</p>	<p>して、還付金の発生通知及び請求書を送付した。 また、被保険者等から請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行った。 なお、令和5年3月からは、被保険者の希望により公的給付支給等口座を利用した保険料の還付を行うことを可能にした。 また、令和4年12月に公布された政令改正により、令和6年1月からは保険料の直接還付も可能になるところであり、今後、理事長通知の改正等の準備を進めていく予定である。</p>	<p>て、速やかに被保険者等に請求書等を送付するとともに、請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行ったことから、取組は十分であり、所期の目標を達成することができたため、b評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>						
<p>(2) 年金等の給付事務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間が要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等</p>	<p><主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。</p> <p><その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。</p> <p><評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が98%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成30年度以降いずれの年度においても、提出された請求書等について、その98%以上を標準処理期間内に処理するという目標を達成した。また、請求書等の処理状況の調査結果は年2回(9月及び3月)ホームページで公表した。 なお、標準処理期間内に処理できなかったものについては、該当農業協同組合・農業委員会へ聴き取りを行った。主な原因としては、請求書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、記入内容の確認及び添付書類の準備に時間を要したこと等が上げられたことから、研修会等で記入内容や添付書類について、業務資料の記載例を用いて説明した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 : a 平成30年度から令和4年度までの標準処理期間内の処理割合は、目標の98%以上を大きく上回る99.10%となった。 この期間中、課内会議等における進捗状況の共有や職員間の適正な業務配分等の取組を行うことにより、標準処理期間内の処理割合は上昇傾向にあり(4年連続で99%超)、中期目標期間中全体でも99%を超えていることから、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を達成したことから、a評価とした。</p> <p>(参考) 目標98%(達成度合100%)から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> </table> <p>標準処理期間内の処理率について、目標98%に対して、平成30年度から令和3年度までの平均実績98.96%であり、本来b評価となる。一方、a評価となる99%を概ね達成しており、裁定請求書の審査の進捗状況を担当者間での共有等によって、事務処理の迅速化が図られ、年々標準処理期間内の処理率が上昇傾向にある。 このことから、令和4年度においても年度計画に基づき目標を達成することが見込まれ、所期の目標を上回る成果が得られることから、自己評価である「a」評価が妥当であると認められ</p>	評定	a	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	a									
評定										

	<p>において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。</p> <p>手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。</p>		<p>【年度別・月別標準処理期間内の処理状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>処理件数</th> <th colspan="2">標準処理期間内の処理件数（処理割合：％）</th> <th>達成率（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">30年度</td> <td>8月</td> <td>2,864</td> <td>2,807</td> <td>(98.01)</td> <td>100.01</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3,531</td> <td>3,465</td> <td>(98.13)</td> <td>100.13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">元年度</td> <td>8月</td> <td>2,566</td> <td>2,544</td> <td>(99.14)</td> <td>101.16</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2,970</td> <td>2,949</td> <td>(99.29)</td> <td>101.32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年度</td> <td>8月</td> <td>2,117</td> <td>2,103</td> <td>(99.34)</td> <td>101.37</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2,844</td> <td>2,822</td> <td>(99.23)</td> <td>101.26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3年度</td> <td>8月</td> <td>2,336</td> <td>2,321</td> <td>(99.36)</td> <td>101.39</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2,802</td> <td>2,790</td> <td>(99.57)</td> <td>101.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4年度</td> <td>8月</td> <td>2,449</td> <td>2,437</td> <td>(99.51)</td> <td>101.54</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3,162</td> <td>3,150</td> <td>(99.62)</td> <td>101.65</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>27,641</td> <td>27,388</td> <td>(99.08)</td> <td>101.10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均</td> <td>2,764</td> <td>2,739</td> <td>(99.10)</td> <td>101.12</td> </tr> </tbody> </table>			処理件数	標準処理期間内の処理件数（処理割合：％）		達成率（％）	30年度	8月	2,864	2,807	(98.01)	100.01	2月	3,531	3,465	(98.13)	100.13	元年度	8月	2,566	2,544	(99.14)	101.16	2月	2,970	2,949	(99.29)	101.32	2年度	8月	2,117	2,103	(99.34)	101.37	2月	2,844	2,822	(99.23)	101.26	3年度	8月	2,336	2,321	(99.36)	101.39	2月	2,802	2,790	(99.57)	101.60	4年度	8月	2,449	2,437	(99.51)	101.54	2月	3,162	3,150	(99.62)	101.65	計		27,641	27,388	(99.08)	101.10	平均		2,764	2,739	(99.10)	101.12	<p>s：処理割合100% a：処理割合99%以上100%未満 b：処理割合98%以上99%未満</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>る。</p>	
		処理件数	標準処理期間内の処理件数（処理割合：％）		達成率（％）																																																																										
30年度	8月	2,864	2,807	(98.01)	100.01																																																																										
	2月	3,531	3,465	(98.13)	100.13																																																																										
元年度	8月	2,566	2,544	(99.14)	101.16																																																																										
	2月	2,970	2,949	(99.29)	101.32																																																																										
2年度	8月	2,117	2,103	(99.34)	101.37																																																																										
	2月	2,844	2,822	(99.23)	101.26																																																																										
3年度	8月	2,336	2,321	(99.36)	101.39																																																																										
	2月	2,802	2,790	(99.57)	101.60																																																																										
4年度	8月	2,449	2,437	(99.51)	101.54																																																																										
	2月	3,162	3,150	(99.62)	101.65																																																																										
計		27,641	27,388	(99.08)	101.10																																																																										
平均		2,764	2,739	(99.10)	101.12																																																																										
<p>イ 年金の受給漏れの防止 受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないように、</p>	<p>イ 年金受給漏れの防止 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・裁定請求の勧奨。 <評価の視点> ・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 年金の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求の勧奨を文書で行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことにより、66歳となるまでに約90%の者が裁定請求書を提出した。</p> <p>65歳到達1ヶ月前勧奨文書送付及び裁定実績 (上段：送付件数、下段：66歳までに裁定請求した割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,177件</td> <td>5,667件</td> <td>5,467件</td> <td>5,311件</td> <td>5,295件</td> <td>27,917件</td> </tr> <tr> <td>92%</td> <td>92%</td> <td>90%</td> <td>89%</td> <td>96%</td> <td>92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度の裁定請求した割合は、旧制度老齢年金のみ（新制度老</p>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計	6,177件	5,667件	5,467件	5,311件	5,295件	27,917件	92%	92%	90%	89%	96%	92%	<p><評定と根拠> 評定：a 毎年度計画どおり裁定請求の勧奨を実施し、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけることにより、66歳となるまでに約92%、70歳となるまでに約99.4%の者が裁定請求書を提出した。 令和4年4月からの新制度老齢年金の受給開始時期の選択肢拡大の機会を捉えて、案内ハガキの発出の頻度を上げるなど未受給防止対策を抜本的に強</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評定</th> <th>a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった年金制度改正による受給開始時期の選択制の導入に伴って、加入者における支給の請求忘れの恐れがある中、令和元年度以降、その防止の方法を検討するとともに、改正法が令和2年に公布された以降は、業務受託機関等を通じて、被保</td> </tr> </tbody> </table>	評定	a		今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった年金制度改正による受給開始時期の選択制の導入に伴って、加入者における支給の請求忘れの恐れがある中、令和元年度以降、その防止の方法を検討するとともに、改正法が令和2年に公布された以降は、業務受託機関等を通じて、被保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評定</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評定																																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計																																																																										
6,177件	5,667件	5,467件	5,311件	5,295件	27,917件																																																																										
92%	92%	90%	89%	96%	92%																																																																										
評定	a																																																																														
	今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった年金制度改正による受給開始時期の選択制の導入に伴って、加入者における支給の請求忘れの恐れがある中、令和元年度以降、その防止の方法を検討するとともに、改正法が令和2年に公布された以降は、業務受託機関等を通じて、被保																																																																														
評定																																																																															

65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。

求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。

年齢金は75歳まで受給開始時期を選択できるようになったため)

また、65歳を超えても裁定請求を行っていない者に対しては、裁定請求書を提出するまで勧奨文書を毎年送付したことにより、70歳となるまでに約99.4%の者が裁定請求書を提出した。

【65歳超で裁定請求を行っていない者への勧奨文書送付実績】

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
706件	770件	746件	865件	996件	4,083件

裁定実績（平成30年度に65歳となった者の場合）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
裁定数	5,712件	349件	52件	21件	7件
未裁定数	465件	116件	64件	43件	34件
裁定率	92.5%	98.1%	99.0%	99.3%	99.4%

さらに、制度改正により令和4年4月から新制度老齢年金の受給開始時期の選択肢が拡大（「65歳到達」から「65歳以上75歳未満の間で請求又は75歳到達」に拡大。ただし60歳以上で繰上げ請求が可能）することを踏まえ、未受給防止対策を抜本的に強化することとし、請求すれば受給が可能な者に対して、60歳から74歳まで1年おきに誕生日の1ヶ月前に案内ハガキを送付するとともに、76歳以降は毎年1回勧奨ハガキを送付することとし、令和4年3月に新規の理事長通知を发出した。併せて、当該未受給防止対策の強化について、令和3年9月の制度改正説明会や令和3年11・12月のブロック別業務担当者会議等において業務受託機関に対して説明し、加入者への周知を依頼するとともに、受給開始時期の選択肢の拡大について、加入者向けパンフレット「農業者年金を受給するには」に記載することにより、円滑な対策の実施を図った。

60歳以降1年おきの案内ハガキ送付実績

4年度
7,593通

加えて、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと及び法令に基づかない基金独自の取組であることから、案内ハガキ等の対象者の抽出に係る部分のシステム改修については、令和5年3月まで後ろ倒しすることとしたが、令和3年度に基金職員が独自に抽出ツールを開発したことで令和4年度から案内ハガキを送付することができた。なお、令和4年度は当該抽出ツールを活用し、手作業により抽出作

化することとし、令和4年3月に理事長通知を发出した。

また、未受給防止対策の強化について、業務受託機関向けの各種会議等において加入者への周知を依頼するとともに、加入者向けのパンフレットへの記載など円滑な実施を図った。

さらに、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと等から、案内ハガキ等の対象者の抽出に係る部分のシステム改修について、令和5年3月まで後ろ倒しすることとしたが、令和3年度に基金職員が独自に抽出ツールを開発することで令和4年度から案内ハガキを送付することができた。

加えて、上記の制度改正により、新制度老齢年金について、請求者の生年月日と請求を行った日のタイミングによっては、年金額に差が生じることがあることから、受給可能者が不利益を被らないよう、令和4年4月の加入者向けパンフレットへの具体的な記載や業務受託機関向けの会議における受給可能者への説明依頼を行った。

取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を達成したことから、a評価とした。

(評価区分)

- s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b：取組は十分である
- c：取組はやや不十分であり、改善を要する

険者等に周知した。

さらに、効果を上げるため、60歳以降の隔年誕生日前に注意喚起等のハガキを加入者等に直接送付することとしたが、一方でシステム改修に相当の期間を要することが見込まれたことから、対象者抽出システムを職員自ら開発・整備することで、法改正の施行後速やかに運用できるよう措置したことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。

			<p>業を行った。</p> <p>併せて、制度改革により、従来は65歳到達月の翌月から支給（繰上げ請求を除く。）されていた新制度老齢年金が、令和4年4月からは、支給の請求を行った日（JA受付日）の翌月からの支給（75歳到達時まで支給の請求を行わなかった場合は75歳到達月の翌月からの支給）となったことに伴い、請求者の生年月日と請求を行った日のタイミングによっては、年金額に差が生じることがある。このため、受給可能者が不利益を被らないよう、令和4年4月に業務受託機関に配付した加入者向けパンフレット「農業者年金を受給するには」のトップページに具体例を示しながらその旨を記載するとともに、「令和4年度農業者年金業務担当者会議」（令和4年4月開催）等において業務受託機関に対して上記パンフレットも活用して、受給可能者に対して十分な説明を行うよう依頼を行った。</p>	d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
ウ 受給資格のある者への適切な年金給付	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者に対して、現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移譲年金等受給者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給者情報から死亡が疑われる受給者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 適切な年金給付のため、毎年度5月に受給者に対して現況届を送付し、受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。</p> <p>なお、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届未提出者一覧表を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。</p> <p>それでもなお現況届が未提出の受給者については、毎年度11月以降の年金の支払を差し止めた（令和2年度は除く。）。</p> <p>毎年度の新規差止者のうち、業務受託機関から提出のあった現況届未提出者一覧表において、未提出理由を「農業再開等」又は「諸名義未変更」と報告があった者について、状況把握のため、毎年度1月に業務受託機関に対して調査を依頼した。</p> <p>令和3年度以前の現況届の提出がなく、年金の支払差止めが継続している者のうち、経営移譲年金等の支給停止事由への該当が疑われる者について、令和5年1月に業務受託機関に対して調査を依頼し、支給停止事由に該当している場合は、必要な届出書等の提出について指導をお願いした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>受給者に対する現況届の送付による受給資格の確認、現況届未提出による差止者の調査、経営移譲年金等受給者と経営所得安定対策等交付金申請者の突合、再確認該当者のうち経営移譲等の相手方が後継者である受給者に係る地方税関係情報の照会及び国民年金の受給者情報（死亡情報）の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、取組は十分であり、b評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定 b</p> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	<p>評定</p>
ウ 受給資格のある者への適切な年金給付	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付					

行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。

なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。

【現況届送付者数及び支払差止者数】 (単位：人)

年度	現況届送付者数	現況届等の提出者数 (提出率)	11月支払差止者数
平成30年度	334,585	321,652(96.1%)	1,958
令和元年度	311,271	302,113(97.1%)	2,010
令和2年度※	288,871	263,109(91.1%)	0
令和3年度	268,332	267,616(99.7%)	1,851
令和4年度	249,856	248,698(99.5%)	2,526
計	1,452,915	1,403,189(96.5%)	8,345

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、現況届が未提出等の受給権者について、11月以降の年金の支払を差し止めない取扱いとした

※現況届提出者数は3月時点、差止者数は11月時点の人数

② 毎年度、現況届の対象となる経営移譲年金及び特例付加年金(以下「経営移譲年金等」という。)受給権者について、前年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、該当した受給権者を再確認該当者として、現況届の再確認該当者リストに取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付した。

これを受け、農業委員会において、当該再確認該当者が実体を伴った経営移譲等を行っているかどうかの調査を行い、現況届等の提出指導及び経営所得安定対策等交付金申請名義の是正指導、又は支給停止事由該当届等の届出勧奨を行った。

なお、この調査では、交付金の申請名義以外に農業所得の申告名義も確認しているが、令和3年度からは、農業委員会に代わり基金がマイナンバーによる情報連携を活用し地方税関係情報を取得する仕組みを取り入れた。

【再確認該当者数等】 (単位：人)

年度	再確認該当者数	再確認該当者のうち支給停止事由該当者数
平成30年度	118	14
令和元年度	67	6
令和2年度	52	4
令和3年度	61	7
令和4年度	47	5
計	345	36

③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届の提出の勧奨を依頼した。

			<p>【国民年金の受給権者情報の確認】 (単位：人、機関)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払保留人数 (死亡疑い等)</td> <td>2,873</td> <td>4,618</td> <td>4,007</td> <td>3,908</td> <td>3,820</td> <td>19,226</td> </tr> <tr> <td>確認依頼 農業委員会</td> <td>1,874</td> <td>3,269</td> <td>2,921</td> <td>2,842</td> <td>2,745</td> <td>13,651</td> </tr> </tbody> </table>		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計	支払保留人数 (死亡疑い等)	2,873	4,618	4,007	3,908	3,820	19,226	確認依頼 農業委員会	1,874	3,269	2,921	2,842	2,745	13,651			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計																					
支払保留人数 (死亡疑い等)	2,873	4,618	4,007	3,908	3,820	19,226																					
確認依頼 農業委員会	1,874	3,269	2,921	2,842	2,745	13,651																					
<p>(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に則り適切に対応する。</p>	<p>(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・農業者年金記録管理システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修等による利便性の向上に取り組んだか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 農業者年金記録管理システム(以下「システム」という。)の改修に当たっては、業務受託機関及び基金内の要望に対して、業務効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、計画的に改修等を行うとともに、システム改修後に、システムのトップページに操作マニュアルを掲載した。 元号改正に係るシステム改修については、平成31年4月までに改修作業を終え、令和元年5月1日にリリースし、同日及び7日に帳票等画面の確認を行い、滞りなく作業が完了した。 また、令和元年度に「農業者年金業務受託機関に対する農業者年金記録管理システムの開発の検討に係るヒアリング」を実施し、ヒアリング結果を踏まえ、令和2年6月からシステムの利用時間を延長した。 さらに、令和4年6月15日にInternet Explorer11のサポート期限が到来することから、Microsoft EdgeのIE互換モードでのシステム稼働確認を行い、令和4年3月にシステムのトップページに操作マニュアルを掲載した。 加えて、令和3年度に業務受託機関に対して行ったシステム利用状況調査において、IE11のサポート終了後に利用できるブラウザをMicrosoft Edgeと回答した業務受託機関が64.5%と最も多かったことから、Microsoft Edge利用のためのシステム改修の影響調査を行い、令和5年度からシステム改修に着手できるよう準備した。また、Windows OSの最新版としてWindows11が公開されたことから、当該OSでのシステムの動作検証を実施の上、Windows11初期設定マニュアルを作成し、システムのトップページに令和4年11月に公開した。 これらの取組により業務受託機関における諸手続の利便性の向上に取り組んだ。 ② システム定例会については、システム運用・保守業者(システム改修を含む。以下同じ。)及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、</p>	<p><評定と根拠> 評定：a 農業者年金記録管理システムの改修等に当たっては、システム利用者(業務受託機関等)からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に改修等を行った。 また、令和元年度に「農業者年金業務受託機関に対する農業者年金記録管理システムの開発の検討に係るヒアリング」を実施し、ヒアリング結果を踏まえ、令和2年6月からシステムの利用時間を延長した。 さらに、Internet Explorer11のサポート期限の到来のための対応について、IE互換モードでの操作マニュアルを掲載した。 加えて、令和3年度に業務受託機関に対して行ったシステム利用状況調査において、利用できるブラウザとして回答の多かったMicrosoft Edgeを利用するためのシステム改修の影響調査を行い、令和5年度からシステム改修に着手できるよう準備した。また、Windows11についてシステムの動作検証を実施の上、Windows11初期設定マニュアルを作成し、システムのトップページに令和4年11月に公開した。 これらの取組により、業務受託機関における諸手続の利便性の向上に取り</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> </table> <p>今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった年金制度改正等に伴い、農業者年金記録管理システムの改修に当たり、システム構造が複雑化していることから、システム改修に相当の期間を要することが見込まれた中、令和元年度以降、制度改正に係るシステム改修の工程の検討を進め、 ① 制度改正の内容に応じた優先度によって、下限保険料の引下げ及び受給開始時期の選択をフェーズ1(令和4年4月リリース)として、加入可能年齢の引上げをフェーズ2(令和5年3月リリース)として改修工程を分割 ② フェーズ2のリリースまでの間は、サブシステムにより暫定的に運用 ③ 令和4年度に予定されていたサーバのリプレイスを1年延長し令和5年度とするなどの工程管理(※)等の対応により、年金制度改正の施行までにシス</p>	評定	a	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定																		
評定	a																										
評定																											

	<p>12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に則り適切に対応する。</p>		<p>システム改修案件の確認のほか、元号改正作業の状況報告やシステム上の課題等についての情報共有や意見交換を行い、システムの安定稼働対策等についても取り組んだ。</p> <p>③ 次期システムの更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システムの更改までのロードマップの作成及び見直しを行った。今後とも、ロードマップを適時かつ適切に見直しながらかつ適切に対応していく。</p> <p>④ これに加えて、本中期目標期間当初には想定していなかった令和4年施行の年金制度改正に係るシステム改修については、改正から施行まで短期間であったが、既存システムが基本設計から10年以上経過してシステム構造が複雑化しているため、システム改修に相当の時間を要することが見込まれていた。一方、制度改正の施行日からの適切かつ円滑な実施のため、早期のシステム改修が求められる中、業務運営に支障がないようにするニーズが高いと考えられる受給開始時期の拡大及び保険料納付下限額の引下げを優先度が高いものとしてフェーズ1(令和4年3月リリース)の工程とし、加入可能年齢の上げをフェーズ2(令和5年3月リリース)に工程を分けるとともに、PJMO(情報管理課等)のプロジェクト管理等の体制を構築することで、令和5年3月にシステム改修を全て完了することができた。</p> <p>また、システム改修が完了するまでの間においては、サブシステムを開発して暫定運用を行うこととし、度重なる業務受託機関への説明・周知を行うことで、令和4年の制度施行日から業務受託機関及び基金における適切かつ円滑な業務実施が可能となるよう措置し、業務受託機関及び基金において適切かつ円滑にサブシステムによる暫定運用を行った。</p> <p>さらに、令和5年3月にシステム改修が完了したことに伴い、サブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムで管理していたデータを着実にシステムに統合した。</p>	<p>組んだ。</p> <p>システム運用・保守業者及びCIO補佐官とのシステム定例会については、毎月1回開催し、システム上の課題等についての情報共有や意見交換を行い、システムの安定稼働対策等についても取り組んだ。</p> <p>次期システム更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システム更改までのロードマップの作成及び見直しを行った。</p> <p>これに加えて、本中期目標期間当初には想定していなかった令和4年に施行された年金制度改正に係るシステム改修は、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれていたが、短期間で計画的かつ着実に令和4年度中に完了した。また、システム改修が完了するまでの間においては、サブシステムを開発して暫定運用を可能にし、制度施行後の業務を円滑に実施できるよう措置し、サブシステムを利用することについて各種担当者会議等の機会に業務受託機関への説明・周知を行い、業務受託機関及び基金において適切かつ円滑にサブシステムによる暫定運用を行った。</p> <p>さらに、令和5年3月にシステム改修が完了したことに伴い、サブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムで管理していたデータを着実にシステムに統合した。</p> <p>以上のことから取組は十分であり、所期の目標を上回る成果があるため、a評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b:取組は十分である</p>	<p>システムの運用が可能となった。</p> <p>また、②のサブシステムの運用について、度重なる業務受託機関への説明・周知によって、業務受託機関における円滑かつ適切に運用できるように配慮した。</p> <p>なお、システム改修は、令和4年度末までには全て完了することが見込まれるため、これらの取組を総合的に勘案し、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。</p> <p>※法人に対するヒアリング等により確認。</p>	
--	--	--	---	--	--	--

					c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
								予算額（千円）	101,165	109,534	103,111	104,895	100,479
								決算額（千円）	101,920	96,634	100,897	103,536	100,467
								経常費用（千円）	151,190	6,547,636	2,203,073	2,769,630	6,593,687
								経常利益（千円）	5,925,751	△4,928,266	24,407,340	4,914,594	△4,790,044
								行政コスト（千円）	△5,824,337	6,566,977	2,203,073	2,769,725	6,593,730
								従事人員数	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用						評価：B	評価 B	評価		
								5つの小項目のうち、2項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(a)×3/9+3点(a)×1/9+2点(b)×3/9+2点(b)×1/9×2項目=2.4点 1.5点以上2.5点未満：B			
年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。 (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマ	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマ	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 <評価の視点> ・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。	<主要な業務実績> 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、次のとおりの運用を行った。 ポートフォリオごとの各年度末時点における運用残高は下表のとおりである。 (単位：億円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	<評価と根拠> 評価：b 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 長期化するマイナス金利政策等に伴う運用環境に対応するため、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出により、バーベル型運用を実施した。また、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、採り得る最善の損失回避対策を的確に講じ、各ポートフォリオ合わせて1.7億円程度(基金による推計)の損失を回避することができた。 3 これらのことから取組は十分であり、b評価とした。	評価 b	評価
									自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		

方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

ーク)に相当する収益率が確保できるよう努力する。

次のとおり安全かつ効率的な運用を行った。

(1) 被保険者ポートフォリオ

① 基本方針を遵守し、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行い、被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を概ね確保した。各年度における収益率については次のとおり。

ア 平成30年度

外部委託運用の収益率は、複合ベンチマークの収益率1.16%に対し1.36%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)
国内債券	1.97%	1.98%	▲0.01%
国内株式	▲5.94%	▲6.85%	0.91%
外国債券	2.64%	2.65%	▲0.00%
外国株式	6.13%	6.25%	▲0.12%

イ 令和元年度

外部委託運用の収益率は、複合ベンチマークの収益率▲3.60%に対し▲3.14%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)
国内債券	0.01%	▲0.18%	0.19%
国内株式	▲9.41%	▲9.50%	0.09%
外国債券	7.58%	7.46%	0.12%
外国株式	▲12.45%	▲12.42%	▲0.04%

ウ 令和2年度

外部委託運用の収益率は、複合ベンチマークの収益率18.43%に対し15.32%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)
国内債券	▲0.61%	▲0.70%	0.09%
国内株式	42.03%	42.13%	▲0.10%
外国債券	▲2.10%	▲1.85%	▲0.24%
外国株式	59.74%	59.79%	▲0.05%

エ 令和3年度

外部委託分の収益率は、複合ベンチマークの収益率3.57%に対し3.26%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとお

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

り。

	収益率 (A)	ベンチマーク の収益率 (B)	乖 離 (A - B)
国内債券	▲1.20%	▲1.22%	0.02%
国内株式	2.14%	1.99%	0.16%
外国債券	▲5.17%	▲5.11%	▲0.05%
外国株式	22.47%	22.95%	▲0.49%

オ 令和4年度

外部委託分の収益率は、複合ベンチマークの収益率▲1.84%に対し▲1.64%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収益率 (A)	ベンチマーク の収益率 (B)	乖 離 (A - B)
国内債券	▲1.94%	▲1.65%	▲0.29%
国内株式	5.83%	5.81%	0.02%
外国債券	▲10.64%	▲10.25%	▲0.39%
外国株式	2.31%	2.36%	▲0.05%

② 国内債券のうち外部委託運用

ア 毎年度、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出を行い、金利上昇リスクに備えながらベンチマーク並みの投資効率を維持する工夫として、超長期国債と短期資産を組み合わせるバーベル型運用を実施した。

	収益率 (A)	ベンチマーク の収益率 (B)	乖 離 (A - B)
平成30年度	1.97%	1.98%	▲0.01%
令和元年度	0.01%	▲0.18%	0.19%
令和2年度	▲0.61%	▲0.70%	0.09%
令和3年度	▲1.20%	▲1.22%	0.02%
令和4年度	▲1.94%	▲1.65%	▲0.29%

イ 平成30年度上半期におけるバーベル型運用(超長期国債の残存年数は20年、修正デュレーションは8.0)のパフォーマンス実績については、超長期国債の残存年数を20年に限定したことによる金利リスクの影響が端的に表れたことから、平成30年11月に開催した資金運用委員会において、投資対象年限の分散の検討及び継続的なモニタリングを行うことが了承された。

ウ 継続的なモニタリングの結果、令和元年6月に開催した資金運用委員会において、バーベル型運用で保有する超長期国債の残存年数を16~20年にまで分散し、かつ修正デュレーションを9.0に延長するこ

			<p>とが了承され、投資対象の分散を図り、パフォーマンスの改善を図った。</p> <p>エ 令和5年3月8日に開催した資金運用委員会において、バーベル型運用の運用評価及び当面の対応について審議を行った。この結果、バーベル型運用は、日本銀行が令和4年12月に行ったイールドカーブ・コントロールの修正等に伴う市場環境の変化を踏まえ、ベンチマークへの回帰など、これに代わる新たな投資戦略について、令和5年度上期に審議することが了承された。</p> <p>③ 国内債券のうち自家運用 国内債券のうち自家運用については、運用利回り向上策として、直近の信用格付け等を踏まえて、購入対象の拡充を行った。 なお、購入対象の国内債券がすべてマイナス利回りとなった場合は、自家運用では購入せず、外部委託運用における追加投資の財源としている。</p> <p>(2) 受給権者ポートフォリオ マイナス金利政策等の長期化に伴う年金財政への悪影響を抑制するため、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出を行い、毎年度、次のとおり対応した。</p> <p>① マイナス利回りの債券は購入せず、短期資産の活用を図ることにより損失の回避に努めた。</p> <p>② 年度内に償還を迎える債券について、償還期日前に売却を行うことにより超過リターンが得られる場合は売却を行った。</p> <p>これらの対応に伴う損失回避額等については次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①による損失回避額(試算)</td> <td>0.2億円</td> <td>1億円</td> <td>0.3億円</td> <td>0.1億円</td> <td>0.1億円</td> </tr> <tr> <td>②による超過リターン</td> <td>44万円</td> <td>98万円</td> <td>522万円</td> <td>73万円</td> <td>48万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>(4) 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	①による損失回避額(試算)	0.2億円	1億円	0.3億円	0.1億円	0.1億円	②による超過リターン	44万円	98万円	522万円	73万円	48万円			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
①による損失回避額(試算)	0.2億円	1億円	0.3億円	0.1億円	0.1億円																			
②による超過リターン	44万円	98万円	522万円	73万円	48万円																			
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者	(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者	<主な定量的指標> > -	<主要な業務実績> 1 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等を踏まえた運用状況及び運用結果の評価・分析等を行った。	<評定と根拠> 評定：b 1 毎年度、外部の有識者で構成された資金運用委員会を開催し、運	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	評定																		

<p>で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p>で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。</p> <p>また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。</p>	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。 	<p>2 経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。この結果、令和3年度第1四半期末については、外国株式の資産構成割合が乖離許容幅を超えたためリバランスを行った。これ以外の四半期の資産構成割合は政策アセットミクスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行わなかった。</p> <p>3 令和5年3月8日に開催した資金運用委員会において、暫定的な対応として平成30年度から実施しているバーベル型運用の運用評価及び当面の対応について審議を行った。</p> <p>この結果、バーベル型運用については、日本銀行が令和4年12月に行ったイールドカーブ・コントロールの修正等に伴う市場環境の変化を踏まえ、ベンチマークへの回帰など、これに代わる新たな投資戦略について、令和5年度上期に審議することが了承された。</p>	<p>用環境の変化等も踏まえた運用状況及び運用結果の評価・分析等を行った。</p> <p>2 経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行った。</p> <p>3 これらのことから取組は十分であり、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 						
<p>(3) 政策アセットミクスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 政策アセットミクスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>政策アセットミクスの検証・見直しについては、毎年度、資金運用委員会を開催し、運用環境の変化等に照らした妥当性の検証を次のとおり行った。この結果、被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスについては、令和3年度において、国内債券56%、国内株式12%、外国債券(為替ヘッジあり)20%、外国株式12%に変更することについて了承され、見直しを行った。</p> <p>1 令和元年9月30日に開催した資金運用委員会においては、足元の金融環境等を踏まえ、期待収益率の改善を目的として、被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスについて、国内債券65%、国内株式15%、外国債券(為替ヘッジあり)5%、外国株式15%に微調整することが了承された。</p> <p>このことを受けて所要の手続きを進めていたが、新型コロナウイルスの世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて、令和2年3月に保留することとした。</p> <p>2 令和2年6月18日に開催した資金運用委員会においては、</p> <p>① 令和元年9月30日に開催した資金運用委員会において了承された政策ア</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>1 政策アセットミクスの検証に当たっては、運用環境の変化等に照らした金融経済シナリオに基づき、外部の有識者で構成される資金運用委員会において、より専門的かつ客観的な検証を行った。</p> <p>2 農業者年金制度は確定拠出型であるが、単一の被保険者ポートフォリオで運用していることから、加入者の意向を尊重することが重要である。令和2年度においては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を背景に、運用環境の不透明感が強まったこと等か</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> </table> <p>政策アセットミクスについて、平成28年に日本銀行が導入したマイナス金利政策等による低金利政策の長期化や国内外の金融情勢が不透明な中、リスク低減を重視した従来の国内債券中心の資産運用では、期待リターン低下への危機感から、令和元年度に政策アセットミクスの微修正を検討(新型コロナウイルス感染拡大による市場の大幅な変動を受けて見送り)するとともに、令和2年に加入者に対して資金運用</p>	評定	a	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	a									
評定										

セットミックスの微調整の実施可否を含めた今後の対応については、次回以降の資金運用委員会に向けて、引き続き検討すること

② 加入者に対して資金運用に関する意向調査を実施することが了承された。

このことを受けて、加入者に対して資金運用に関する意向調査を令和2年11月に実施し、その結果について令和3年2月22日に開催した資金運用委員会に報告を行い、令和3年3月にホームページで公表した。

3 令和3年6月21日に開催した資金運用委員会においては、

① 現在の政策アセットミックスが効率的か否かは米国の利上げ時期に大きく影響を受けること

② 国内債券の代替としては外国債券が有効であること
等を確認し、保留していた政策アセットミックスの微調整は実施せず、次回の資金運用委員会において、米国の金融政策や市場動向を踏まえつつ、政策アセットミックス変更の実施可否等について議論することが了承された。

このことを受けて、新たな金融経済情勢を踏まえた金融経済シナリオを複数用いてシミュレーションを行った結果、令和3年6月21日に開催した資金運用委員会の検証結果同様、国内債券の保有割合の引下げ及び外国債券（為替ヘッジあり）の保有割合の引上げにより運用の効率性が改善することが確認された。

4 令和4年2月18日に開催した資金運用委員会においては、この検討結果を受けて、政策アセットミックスについて国内債券56%、国内株式12%、外国債券（為替ヘッジあり）20%、外国株式12%に変更することが了承され、業務方法書（年金給付等準備金運用の基本方針）における政策アセットミックスを変更（令和4年3月23日に農林水産大臣変更認可）した。

○政策アセットミックスの変更ポイント

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
変更前	71%	12%	5%	12%
変更後	56%	12%	20%	12%
差引	▲15%	変更なし	+15%	変更なし

5 令和4年6月13日に開催した資金運用委員会においては、変更後の政策アセットミックスについて、最新の金融経済情勢においても運用の効率性が維持されていることを確認した。

ら、加入者に対し、平成28年度以来となる資金運用に関する意向調査を行った。この結果、多くの加入者が政策アセットミックスに係るリスクの抑制を期待していることが確認され、政策アセットミックスの見直しに当たり、参考とした。

3 令和3年度においては、新たな金融経済情勢を踏まえた複数の金融経済シナリオの下、政策アセットミックスの見直しを行い、期待リターンについては従前の水準を維持した上で、加入者の意向も踏まえ、リスクの低減を図った。

4 各年度の検証においては、いずれも緊急に見直す必要はないとされたが、令和3年度においては、日本銀行による超低金利政策の長期化が見込まれるなか、国内債券が約7割（71%）を占める現在の政策アセットミックスを維持する場合には中長期的に期待リターンの低下が見込まれること、また、令和2年度に実施した資金運用に関する加入者向けアンケート調査の結果をも踏まえ、政策アセットミックスの抜本的な見直しを行うことにより、期待リターン水準を維持しつつリスクの低減が図られることで、運用の効率性を高めた。

5 令和4年6月に開催した資金運用委員会においては、変更後の政策アセットミックスについて、最新の金融経済情勢においても運用の効率性が維持されていることを確認した。

に関する意向調査を実施した。

令和3年度には、金融経済情勢に基づく金融変数を用いた検証に加えて、加入者の意向を踏まえ、資金運用における効率性の向上のため、国内債券の一部を為替ヘッジあり外国債券に振り分けた。

このように、中期目標期間等にわたり、適切な政策アセットミックスの検討を行い、加入者の年金原資の安定的な確保に努められたため、自己評価の「a」が妥当であると認められる。

					<p>6 これらのことから取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を挙げたことから、a評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 加入者に対する運用結果の通知。 年金給付等準備金の運用に関する基本方針の公表。 外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ol style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用状況等については、毎年度、四半期ごと(6月、8月、11月及び2月)にホームページで公表した。 全ての被保険者及び待期者に対して、その者に係る年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月末日までに通知するとともに、通知の趣旨、運用状況に関する説明資料等について、ホームページに掲載した。 年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を次のとおりホームページで公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 委員名簿については、 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、4月・6月 令和元年度は、8月 令和3年度は、8月に委員の役職等の変更があり、最新の情報をホームページで公表した。 ② 運営規程については、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ、資金運用委員会が遅滞なく会議等での開催が可能となるよう令和2年6月に改正を行い、ホームページで公表した。 ③ 資金運用委員会では、毎年6月に行う年度運用結果の報告、年度運用結果の評価、政策アセットミックスの検証についての他に、次のとおり専門的なテーマについて議論を行い、議事概要をホームページで公表した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して運用結果を通知した。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事概要並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表した。</p> <p>これらのことから取組は十分であり、b評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										

<p>公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 ・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。 	<table border="1" data-bbox="946 117 1819 1163"> <thead> <tr> <th>テ ー マ</th> <th>委員会開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「国内債券のバーベル戦略について」</td> <td>平成 30 年 6 月、11 月</td> </tr> <tr> <td>「国内債券の当面の運用方法について」</td> <td>平成 30 年 11 月</td> </tr> <tr> <td>「バーベル型運用の投資対象を分散した場合の損益分析について」</td> <td>平成 31 年 2 月</td> </tr> <tr> <td>「バーベル型運用にかかる投資対象の分散について」</td> <td>令和元年 6 月</td> </tr> <tr> <td>「政策アセットミクスの期待収益率の改善について」</td> <td>令和元年 9 月</td> </tr> <tr> <td>「政策アセットミクスの今後の方向性について」</td> <td>令和 2 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>「令和 2 年 11 月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）」</td> <td>令和 3 年 2 月</td> </tr> <tr> <td>「政策アセットミクスの今後の方向性について」</td> <td>令和 3 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>「外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）」 「被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について」</td> <td>令和 4 年 2 月</td> </tr> <tr> <td>「バーベル型運用に係る運用評価及び当面の対応について」</td> <td>令和 5 年 3 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 外部運用を委託する運用受託機関については、選任プロセスの透明性の確保を図るため、中期計画期間毎に選任することとしている。次期中期計画期間における運用受託機関については、令和 5 年 1 月 4 日に公募要領等をホームページに掲載し、同年 2 月 17 日に選任結果をホームページで公表した。</p>	テ ー マ	委員会開催時期	「国内債券のバーベル戦略について」	平成 30 年 6 月、11 月	「国内債券の当面の運用方法について」	平成 30 年 11 月	「バーベル型運用の投資対象を分散した場合の損益分析について」	平成 31 年 2 月	「バーベル型運用にかかる投資対象の分散について」	令和元年 6 月	「政策アセットミクスの期待収益率の改善について」	令和元年 9 月	「政策アセットミクスの今後の方向性について」	令和 2 年 6 月	「令和 2 年 11 月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）」	令和 3 年 2 月	「政策アセットミクスの今後の方向性について」	令和 3 年 6 月	「外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）」 「被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について」	令和 4 年 2 月	「バーベル型運用に係る運用評価及び当面の対応について」	令和 5 年 3 月			
テ ー マ	委員会開催時期																											
「国内債券のバーベル戦略について」	平成 30 年 6 月、11 月																											
「国内債券の当面の運用方法について」	平成 30 年 11 月																											
「バーベル型運用の投資対象を分散した場合の損益分析について」	平成 31 年 2 月																											
「バーベル型運用にかかる投資対象の分散について」	令和元年 6 月																											
「政策アセットミクスの期待収益率の改善について」	令和元年 9 月																											
「政策アセットミクスの今後の方向性について」	令和 2 年 6 月																											
「令和 2 年 11 月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）」	令和 3 年 2 月																											
「政策アセットミクスの今後の方向性について」	令和 3 年 6 月																											
「外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）」 「被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について」	令和 4 年 2 月																											
「バーベル型運用に係る運用評価及び当面の対応について」	令和 5 年 3 月																											
<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすた</p>	<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすため</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 基金は、「資産保有者としての機関投資家」として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「日本版スチュワードシップ・コード」という。）を受け入れ、平成 26 年に策定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の下、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行い、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図り、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう努めてきたところである。</p> <p>2 こうした中、令和 2 年 3 月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂さ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>1 基金は、内部規程「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、被保険者等の中長期的なリターンの拡大に資するよう、運用受託機関を通じて、ESG を考慮したスチュワードシップ活動を実施することとしている。</p> <p>2 このため、運用受託機関を通じ</p>	<table border="1" data-bbox="2279 1430 2605 1480"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> </table> <p>令和 2 年 9 月 16 日に「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の一部改正を行い、「アセットオーナー」としてスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関を通じて、ESG に考慮した投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を</p>	評定	a	<table border="1" data-bbox="2605 1430 2887 1480"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定																			
評定	a																											
評定																												

<p>めの活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。</p>	<p>の活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。</p>	<p><評価の視点> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。</p>	<p>れたことに伴い、基金においては同年9月に内部規程「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の一部改定を行い、スチュワードシップ活動の実施に当たってはESGを考慮することとした。</p> <p>3 これを踏まえ、令和3年度においては、ESG投資を拡大する観点から、内部規程「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正の上、令和3年5月、令和4年1月及び同年8月に発行市場でESG債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構債及び東日本高速道路株式会社債）を購入し、投資表明を行った。これらについては、温室効果ガスの削減を図るため、物流拠点・道路網の整備を一体的に行った上で鉄道や船舶利用を促進し、流通の合理化・適正化を図る等のものであり、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、「ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システム」の具体的な取組例としているモデルシフトの推進にも合致したものである。</p> <p>4 内部規程「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施し、毎年度、その実施状況及び株主議決権行使の結果をホームページで公表した。</p> <p>5 次期中期計画期間における運用受託機関については、内部規程「運用受託機関選定基準」等に基づく定性評価及び運用コストに係る価格競争により選任した。</p> <p>定性評価においては、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮したスチュワードシップ活動をより積極的に取り組む運用受託機関を選任できるよう、同活動に係る評価ウェイトを高めた。</p> <p>価格競争においては、現行の4資産の運用・管理に要する運用コストに加えて、次期中期計画期間においては可能な限り低コストでESG指数をベンチマークとするESG投資が可能となるよう、同指数の採用時に要する運用コストについても価格競争の対象とした。</p>	<p>て実施したスチュワードシップ活動については、実施状況及び株主議決権行使の結果をホームページで公表した。</p> <p>3 また、次期中期計画期間における運用受託機関の選任においては、ESGを考慮したスチュワードシップ活動をより積極的に取り組む運用受託機関の選任に努めるとともに、可能な限り低コストでESG指数をベンチマークとするESG投資が可能となるよう、同指数の採用時に要する運用コストについても価格競争の対象とした。</p> <p>4 さらに、自家運用においてもESG債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構債及び東日本高速道路株式会社債）を購入の上、投資表明を行った。</p> <p>5 これらのことから取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を挙げたことから、a評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>促す活動を実施した。</p> <p>また、令和3年度には、ESG投資の拡大のため、基金の国内債券の購入基準を改正し、同年度にはESG債の購入及び投資表明が行われた。</p> <p>このように、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、ESG投資を通じて、SDGs達成への貢献に向けて対応したため、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。</p>	
--------------------------------------	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに25%	20.1%	(目標 21.0%) 21.2%	(目標 22.0%) 21.8%	(目標 23.0%) 22.2%	(目標 24.0%) 22.1%	(目標 25.0%) 21.6%	予算額（千円）	588,690	669,780	656,750	741,201	862,992
	前年度より1ポイント増加		1.1ポイント増加 (21.2% -20.1%)	0.6ポイント増加 (21.8% -21.2%)	0.4ポイント増加 (22.2% -21.8%)	0.1ポイント減少 (22.1% -22.2%)	0.5ポイント減少 (22.1% -21.6%)	決算額（千円）	583,502	662,545	644,938	736,294	839,033
女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに17%	9.3%	(目標 10.4%) 10.5%	(目標 12.5%) 12.7%	(目標 14.1%) 14.9%	(目標 15.7%) 17.9%	(目標 17.0%) 21.6%	経常費用（千円）	583,577	660,864	644,363	736,525	840,156
	前年度より1.6ポイント増加		1.2ポイント増加 (10.5% -9.3%)	2.2ポイント増加 (12.7% -10.5%)	2.2ポイント増加 (14.9% -12.7%)	3.0ポイント増加 (17.9% -14.9%)	3.7ポイント増加 (21.6% -17.9%)	経常利益（千円）	13,439	7,237	21,785	14,401	35,906
								行政コスト（千円）	575,326	668,048	644,363	736,556	840,156
								従事人員数	5.96	5.96	5.96	5.96	5.96

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実				評価：B	評価	B	評価
						5つの小項目のうち、2項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(a)×1/10×2項目+2点(b)×5/10+2点(b)×2/10+2点(b)×1/10=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B		
農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標達成に向けて取り組むこととする。(1)政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 我が国の経済社	(1)政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を25%に拡大する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに25%に拡大したか。	<主要な業務実績> 第4期中期目標期間における各年度の年度計画において、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに25%に拡大することを目指し、目標達成に向けて増加すべきポイントを明記し、加入推進に取り組んだ。 平成30年度は目標を上回ったものの、令和元年度以降は目標を下回った。その主な要因としては、令和元年度後半から国内において、新型コロナウイルス感染症の影響が出始め、令和2年度以降、感染が拡大し、緊急事態宣言等が発出される事態が続いたため、外出自粛や3密回避等に資する各種の対策が講じられ、加入推進に向けた各種の研修活動や戸別訪問を中心とする加入推進活動そのものが大きく制約されたことによる。特に、令和3年度には、新規感染者数が大幅に増加したため、緊急事態宣言等が長期に及ぶなど感染症対策が一層強化されたことから、加入推進活動に対する制約は更に厳しいものとなった。 令和4年度においても年度直前の「まん延防止等重点措置」、7月から8月の第7波、11月から令和5年1月の第8波が生じたこと、また、国内において高病原性鳥インフルエンザが25道県76事例発生し、過去最多の殺処分数となり、発生県においては、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関の農業者年金担当職員等も作業に対応したことにより、引き続き各種の研修活動や戸別訪問を中心とする加入推進活動そのものが大きく制約されたところ。 このような中、農業者の高齢化や減少が進む中で、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、後述の加入推進活動を実施した結果、若い農	<評価と根拠> 評価：b 20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合は、目標設定時点から増加しているものの、令和3年度末時点では、目標(24%)を1.9ポイント下回る22.1%となっており、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大が続いたため、21.6%となり、令和4年度の計画(目標)の25%より3.4ポイント下回ったことから達成割合は86.4%(21.6%/25%)とc評価相当となる厳しい状況であった。 令和元年度からのコロナ禍にあって、加入推進活動を自粛せざるを得ないという未曾有の外的要因が影響しているものと推察される。 一方、20歳から39歳までの基幹的農業従事者数は、平成29年度に対して令和3年度は80.5%まで減少し、新型コロナウイルス感染対策を徹底しつつ、加入推進を行った結果、新規加入が着実に図られ、被保険者数は、88.3%の減少にとどまった。 令和4年度においても加入推進活動が相当程度制約され、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ加入推進活動を行うこと	評価	b	評価	
						平成30年度は目標は達成したものの、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などによって、業務受託機関における加入推進活動が制約を受けたことから、目標は未達成であり、令和3年度の加入拡大の状況は、目標24%に対して実績22.1%となり、目標を下回っている。引き続き令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響から目標達成が困難なことが予想される。 一方で、毎年度、達成状況が低調な重点県に対して全国団体とともに重点指導を行うとと		

会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていくとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

業者の新規加入が着実に図られた。
 なお、令和4年度における20歳から39歳までの基幹的農業従事者が令和4年度は平成29年度比で76.7%となる一方、被保険者数は、3月末現在で82.3%の11,717人（前年同期比853人減）となっている。

【中期目標に対する実績】

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標及び計画	被保険者割合(参考)	21%	22%	23%	24%	25%
	29年度末： 20.1%					
	増加すべきポイント	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
実績	被保険者割合	21.2%	21.8%	22.2%	22.1%	21.6%
	増加ポイント	1.1	0.6	0.4	-0.1	-0.5

【新型コロナウイルス感染症の状況】

	新規感染者数	緊急事態宣言等 発出期間(※)	若い農業者
令和3年度 (①)	5,857,843人	251日	1,434人
令和2年度 (②)	470,812人	122日	1,580人
割合 (①/②)	1,244.2%	205.7%	90.8%

※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が連続していずれかの地域で発出されている一連の期間の合計

となり、基幹的農業従事者数は76.7%まで減少する中、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、加入推進を行った結果、新規加入者数は前年度並（9割弱の1,227人）を確保し、被保険者は82.3%となったがコロナ禍でこの数字でとどまったことで、b評価とした。

(評定区分)

- s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度合が120%以上
- b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度合が80%未満

もに、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、Webを活用した各種会議等による業務受託機関への周知やSNS等を活用した情報発信など考えられる工夫を行いながら加入推進に努められ、令和4年度においても感染拡大防止に対応した取組が行われることが見込まれることを考慮し、自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

<課題>

農業者の減少・高齢化が進展し、20歳から39歳までの基幹的農業従事者数が大きく減少している中、農業の内外からの新規就農と定着促進が必要である。このため、次期中期計画期間においても、加入推進活動の効果検証の結果等を踏まえ、さらに活動内容に工夫を加えながら、戦略的かつ効率的に若い農業者の更なる加入拡大を目指して取り組まれない。

			<p>【20歳から39歳までの基幹的農業従事者と被保険者数の減少状況(平成29年度を1とした場合の割合)】</p> <table border="1" data-bbox="931 163 1718 487"> <thead> <tr> <th></th> <th>基幹的農業従事者</th> <th>被保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>93.9%</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>88.2%</td> <td>95.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>84.3%</td> <td>93.0%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>80.5%</td> <td>88.3%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>76.7%</td> <td>82.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元～4年度の基幹的農業従事者の割合は推計値</p>		基幹的農業従事者	被保険者	平成29年度	100%	100%	平成30年度	93.9%	98.7%	令和元年度	88.2%	95.7%	令和2年度	84.3%	93.0%	令和3年度	80.5%	88.3%	令和4年度	76.7%	82.3%																						
	基幹的農業従事者	被保険者																																												
平成29年度	100%	100%																																												
平成30年度	93.9%	98.7%																																												
令和元年度	88.2%	95.7%																																												
令和2年度	84.3%	93.0%																																												
令和3年度	80.5%	88.3%																																												
令和4年度	76.7%	82.3%																																												
<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。 他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。 このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%に拡大する。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合が令和4年度末までに17%に拡大したか。</p>	<p><主要な業務実績> 第4期中期目標期間における各年度の年度計画において、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに17%に拡大することを目指し、目標達成に向けて増加すべきポイントを明記し、加入推進に取り組んだ。 第4期中期目標期間の全ての年度において、目標を上回っている。</p> <table border="1" data-bbox="931 982 1718 1619"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中期目標及び計画</td> <td>被保険者割合(参考)</td> <td>10.4%</td> <td>12.5%</td> <td>14.1%</td> <td>15.7%</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>29年度末：9.3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増加すべきポイント</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>被保険者割合</td> <td>10.5%</td> <td>12.7%</td> <td>14.9%</td> <td>17.9%</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td>1.2</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>3.0</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table>			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	中期目標及び計画	被保険者割合(参考)	10.4%	12.5%	14.1%	15.7%	17.0%	29年度末：9.3%							増加すべきポイント	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	実績	被保険者割合	10.5%	12.7%	14.9%	17.9%	21.6%	増加ポイント	1.2	2.2	2.2	3.0	3.7	<p><評価と根拠> 評価：a 女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合は、令和4年度末時点は、目標(17.0%)を4.6ポイント上回る21.6%となり、中期目標期間の目標である令和4年度の目標を1年早く令和3年度末時点で達成した。また、達成度合は、127%(21.6%/17.0%)となっている。 令和元年度からのコロナ禍にあつて、加入推進活動を自粛せざるを得ないという未曾有の外的要因の影響があると推察される中、目標の達成となることから、これらを総合的に勘案すると、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果となったため、a評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満</p>	<p>評価 a 平成30年度以降において順調に目標達成され、令和3年度の増加割合は、目標値(1.6ポイント増の15.7%)を大きく上回り(2.6ポイント増の17.5%(注))、中期目標等の最終目標(17%)を1年早いペースで達成し、所期の目標を上回る成果が得られることが見込まれるため、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。このことは、法人からのヒアリング等により、農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定のため、女性農業委員等における加入推進活動の強化による効果が上がってきているものと評価できる。 (注) 令和4年6月28日に公表された令和4</p>	<p>評価</p>
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																								
中期目標及び計画	被保険者割合(参考)	10.4%	12.5%	14.1%	15.7%	17.0%																																								
	29年度末：9.3%																																													
	増加すべきポイント	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6																																								
実績	被保険者割合	10.5%	12.7%	14.9%	17.9%	21.6%																																								
	増加ポイント	1.2	2.2	2.2	3.0	3.7																																								

<p>的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。</p>					<p>年農業構造動態調査結果を受けて、実績値を改めて算出した結果であり、法人における自己評価の実績値と異なる。</p>							
<p>(3) 加入推進活動の実施 (1) 及び(2) に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。 このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施 上記(1) 及び(2) の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることなどを内容とする加入推進の取組に関する方針を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。 また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況。 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小(新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか)。 ア 毎年度、加入推進の取組に関する方針を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。 イ 加入推進活動の</p>	<p><主要な業務実績> ア 毎年度、新規就農者を含む若い農業者や女性農業者を加入推進の重点的な対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「農業者年金加入推進の取組方針」を作成し、4月1日付けで各業務受託機関に発出するとともに、年度当初等に開催した業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の周知徹底を図った。当該担当者会議等については、 ・平成30年度、令和元年度は、業務受託機関等関係者が東京に一堂に会して開催したが、 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を踏まえ、6月に延期して開催するとともに、当会議に出席できなかった業務受託機関を対象としたブロック毎(北海道・東北、北陸、近畿)の会議を7月に開催したほか、9月にWeb会議の開催や担当者会議の収録ビデオを送付するなど新たな取組も取り入れ、 ・令和3年度は、さらに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言等が発出される状況となったため、3ブロックに分けてWeb方式により開催(5月18日、20日、25日)した。 さらに、制度改正(現中期目標期間当初に予定無し)に向けて、理事長通知の改正等を図り、コロナ禍において、3ブロックに分けてWeb方式により制度改正説明会を開催(9月3日、6日、7日)する等対応した。 ・令和4年度は、東京会場に出席可能な業務受託機関は東京に参集し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて東京への参集が困難な者はWeb参加というハイブリッド方式により開催(4月21日)し、制度改正施行を含めて周知徹底を図った。 イ 毎年度、加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象として、都道府県段階の業務受託機関と基金との共催による加入推進特別研修会等の研修会を以下のとおり開催し、制度の内容や他の年金制度との比較、加入推進活動計画、加入推</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 以下のとおり、コロナ禍にあつて、工夫して取組方針等の周知や各種研修会を着実に進めたことに加え、取組をより強化するため取組方針を適宜改定して周知するとともに、令和3年の制度改正を機に加入推進を強化すべくパンフレット等の作成のほか、5分冊からなる手引き等を大幅改訂するなどの取組を進めたところである。 ア 毎年度、市町村・都道府県・全国の各段階の業務受託機関により、若い農業者や女性農業者を重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針を作成・発出し、特に令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等が発出される中で、Web方式を活用し、また、令和4年度は感染症対策をしつつ、現地開催参加が困難な者はWeb参加とするハイブリット方式にする等工夫して、毎年度、着実に担当者会議等を開催して、取組方針等の周知徹底を図った。また、コロナ禍で対応が制約される中、制度改正にも対応して、業務受託機関への周知徹底を図った。 イ 毎年度、加入推進特別研修会等の研修会を開催して、制度改正の内容を含めて制度の理解増進と加入推進の活性化に取り組んだ。特に令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響下においても、理事長ビデオレターの活用やWeb方式の導入、令和4年度には研修会において、制度説明用動画の視聴を必須化する等工夫しながら着実</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	評定		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b	評定										
評定												

		<p>リーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ったか。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和元年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施したか。</p>	<p>進事例等の説明・意見交換を行い、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度、令和元年度は、全国各地で開催される研修会に基金の役職員が現地参加して開催されたが、 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、基金役職員が現地参加できない県においては、理事長のビデオレターや制度説明の読み上げ原稿を提供する等工夫しながら開催し、 ・令和3年度は、さらに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえて、基金役職員が現地参加できない県においてはWeb方式も活用しつつ、日程調整を図りながら工夫して開催し、令和4年に施行される制度改正の内容説明を含めて研修を行った。 ・令和4年度は、6月17日開催の福島県を皮切りに全国各地で開催し、10月14日をもって全国対応済みであり、基金が制度改正内容を反映させて新たに作成したDVDの視聴や都道府県段階の業務受託機関による加入推進活動計画の説明、基金からの加入推進事例等の情報提供を行った。 <p>ウ 毎年度、各前年度における加入推進目標の達成状況が一定水準以下の県を重点県に、その中で目標の達成状況がさらに低調な県を特別重点県に指定した。当該重点県等においては、基金から提供したデータを基に重点市町村・JAを登録させた上で以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、重点県を10県、そのうち2県を特別重点県に指定し、業務受託機関からの要請に応じて市町村・JA巡回意見交換会を実施し、特別重点県では、基金、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、特別重点県の業務受託機関による5者協議を開催して特別活動計画を策定して取組を推進した。 ・令和元年度は、重点県を7県、そのうち3県を特別重点県に指定し、業務受託機関からの要請に応じて市町村・JA巡回意見交換会を実施し、特別重点県では、5者協議を開催して特別活動計画を策定して取組を推進した。 ・令和2年度は、重点県を7県、そのうち1県を特別重点県に指定し、新型コロナウイルス感染症の影響により対応が制限される状況を踏まえ、重点県傘下の重点市町村・JAに加入推進ポスターを配布して、窓口や相談ブース等に貼って、加入推進強化月間（10月から12月）等に広く周知活動を行うよう指導した。また、特別重点県では、5者協議を開催して特別活動計画を策定して取組を推進した。 ・令和3年度は、重点県を11県、そのうち2県を特別重点県に指定し、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、重点県傘下の重点市町村・JAに加入推進ポスターを配布して、 	<p>に対応した。</p> <p>ウ 毎年度、都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けて、重点県及び特別重点県を指定するとともに、当該県の重点市町村・JAを登録させ、特に令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で取組が制限される中でも、可能な限りの対応を図り、加入推進強化月間を設けての周知活動や特別活動計画の策定等を指導するなど加入推進の取組を推進した。</p> <p>令和4年度も同様に、コロナ禍の中、制度改正施行に対処しつつ、加入推進活動を着実に実施したことから、取組は十分であったため、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
--	--	---	--	---	--

			<p>加入推進強化月間等における周知活動を指導するとともに、緊急事態宣言等が解除されてる間に業務受託機関からの要請に応じて市町村・JA 巡回意見交換会を実施した。また、特別重点県では、5 者協議を開催（1 県は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて Web 方式）して特別活動計画を策定して取組を推進した。</p> <p>・令和 4 年度は、重点県を 9 県、そのうち 2 県を特別重点県に指定し、重点県傘下の重点市町村、JA の登録を行わせ、加入推進強化月間等に加入推進ポスターを配布して周知活動を促進。また、県段階の業務受託機関が主導して重点市町村、JA における意見交換が行われ、基金からも要請に応じて役職員が出席し、巡回意見交換会を行った。</p> <p>9 県の中でも目標達成状況がさらに低調だった 2 県（A 県と B 県）を特別重点県に指定した。基金・全国農業会議所・全国農協協同組合中央会・特別重点県の業務受託機関による 5 者協議を各県において 6 月に開催して、当該各県の特別活動計画について協議・策定を通じて取組を推進させた。A 県においては、A 県農業会議が中心となり 10 市町村を重点市町村として巡回指導・意見交換、5 件の戸別訪問を行っており、B 県においては、12 月に対象となる市へ意見交換会を行い、1 月以降も重点市町村である市との意見交換を行い、周知活動の協力を行った。</p>							
	<p>(4) 加入推進活動の効果検証</p> <p>効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、新規加入者アンケート調査を実施した結果、加入の決め手については、平成 30 年度、令和元年度においては、農業委員会や JA 関係者による「戸別訪問」の割合が最も高かったが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で戸別訪問が率先して行えない状況の中、「戸別訪問」と「家族からの勧め」が同率となり、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和 3 年度及び令和 4 年度においては、「家族からの勧め」の割合が最も高くなった。</p> <p>制度を知っていて加入しなかった理由としては、各年度とも、加入に必要な「詳しい説明を聞く機会がなかった」ことが最も多く、次いで「保険料の負担が大きかった」こと等を把握した。業務受託機関の活動実績や優良事例調査等を実施し、結果を検証したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問等の活動をしっかり行っているところほど加入実績が上がっていること ・女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向にあること ・加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>毎年度、新規加入者アンケート調査の結果や業務受託機関の活動実績、優良事例調査等を検証するとともに、令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響の検証結果や取組事例を、業務受託機関に提供して協議し、より効果的な取組の推進に努めたことから取組は十分であったため、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	b	評定		<p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>
評定	b	評定								

		<p>また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。</p>	<p>に向けた対策会議を全国平均よりも多く実施していること等を定量的に把握した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、令和2年度の新規加入者数の実績を月別に見ると、緊急事態宣言が発出されていない時期は平年を上回っていたが、さらに感染が拡大した令和3年度は、6月頃までは前年度を上回ったものの平年を下回り、さらに感染が拡大した7月以降は、ほぼ前年度も下回る状況となった。令和4年度においては、緊急事態宣言の発出はなかったものの、令和3年度末まで各地域で続いたまん延防止等重点処置の影響、令和4年8月に過去最大の感染者数を記録し、行動制限などの影響により、ほぼ前年度（令和3年度）を下回る状況となった。一方、こうした中、コロナ禍でも対応可能な取組として、路線バスの車体広告の掲載やデジタルサイネージによる広告、ラジオ放送や SNS により取組など工夫して対応している業務受託機関がみられた。</p> <p>これらの検証結果や取組事例について、随時ブロック会議等の場を活用して、業務受託機関に提示し、取組の改善に向けて協議・検討を行いつつ、取組を推進した。</p>	<p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>				
<p>(4) ホームページ等による情報の提供</p> <p>ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。</p> <p>なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、そ</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供</p> <p>農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。</p> <p>なお、ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにア</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>ー</p> <p><その他の指標></p> <p>・民間企業が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。</p> <p><評価の視点></p> <p>ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 毎年度、現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け（政策支援の内容等を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの）のリーフレットを作成し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農者希望者が集まる機会等を活用して配布・説明等を行った。</p> <p>また、当該パンフレットやリーフレット、加入者・受給者の声の紹介、JA 青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーと理事長との農業者年金の魅力についての対談記事、加入推進用資料等の情報をホームページに掲載するとともに、農業者向け Web サイト「マイナビ農業」や農林水産省経営局が配信している「農水省・農業経営者ネット」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」におけるメルマガ、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」に制度の PR 記事を掲載した。さらに、こうした取組については、以下のような強化・工夫を図りつつ推進した。</p> <p>・令和元年度からは、加入推進のためのポスターやラジオ CM 用サウンドロゴ、制度説明用動画及び加入推進活動について分かりやすく説明した動画等を作成してホームページに掲載する等により業務受託機関に提供。</p> <p>・令和2年度からは、「MAFF アプリ」を活用して、青年新規就農者・認定農業者や女性農業者等に向けた情報を発信。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広く Web サイト等を活用して若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。</p> <p>さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を作成し、可能なものから随時ホームページ等により提供した。</p> <p>イ ホームページ脆弱性診断を実施し、当該診断結果に応じた対策を行ない、セキュリティの確保に努めた。</p> <p>また、アクセシビリティの面においても、民間企業が実施するウェブサイトクオリティ実態調査において全5項目で高い割合を維持しているなど、ホームページの閲覧環境等の維持・向上に努めた。</p> <p>ウ 若い農業者や女性農業者等を支援する全国・都道府県等の各段階の機関・団体と連携して、制度の PR の機会を増やし、制</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> </table>	評定	a	<p>評定</p>
評定	a							
					<p>今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった年金制度改正に伴い、令和2年度から、理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等の検討を行い、当該年金制度改正の施行までに業務受託機関への周知及び農業者への情報提供を行った。</p> <p>特に、農業者年金業務の手引き(※)は、業務受託機関における農業者からの相談や届出等の審査等を適切に行う上で必要不可欠なものであり、業務受託機関における適切かつ円滑な業務等の実施のた</p>			

<p>の構成・閲覧環境等の改善に取り組む。</p> <p>また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>要改善点を確認し、その改善に取り組む。</p> <p>また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>一の声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供したか。</p> <p>また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供したか。</p> <p>イ リーフレットの作成・提供、ホームページでの情報発信を行ったか。</p> <p>ホームページについて、国民が速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の改善に取り組んだか。</p> <p>制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知を行ったか。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度には、制度改正（現中期目標期間当初に予定無し）に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等の作成、若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、提供可能なものから随時提供。 令和4年度にはパンフレットや、その他のリーフレットに制度改正内容を反映させ、また、制度説明用動画も改訂し何度でも観られるよう提供。 <p>イ [セキュリティ面の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（31年2月）に実施したホームページ脆弱性診断において、ホスティングサーバにサポートが終了したアプリケーションが使われており、脆弱性のへの対応ができず危殆化しているとの指摘を受けたため、令和元年9月にホスティングサービス業者を変更し、セキュリティの確保を実施した。 令和2年度（2年12月）に実施された同診断においては、クロスサイトスクリプティングへの対策が不十分との指摘を受けたため、同年度中にホームページの改修を行い対策を講じた。 <p>[アクセシビリティ面での実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業が毎年実施しているウェブサイトクオリティ実態調査において、平成30年度から令和3年度までレベルDであり調査対象法人の概ね上位8%以内に位置付けられる評価であった。 一方、令和4年当該調査はレベルEとなり、昨年の当該調査を下回った。 これは、評価基準（5項目）のうち、コンテンツ表現（ページ内の文字表記、表現の適切さ）の項目について基準（98%以上）を上回らなかったためであるが、本項目の評価としては97.8%と依然として高い割合を維持しており、他の評価項目も十分基準を上回っている。（令和4年調査対象法人87法人中、C:1法人D:6法人、E以下:80法人） <p>ウ 毎年度、全国段階の業務受託機関と連携して、</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会をWeb方式で開催し、加入推進の事例報告、ファイナンシャルプランナーからの講話 Web方式により開催されたJA全国女性大会において、農業者年金を案内する資料の紹介 JA全国青年大会においては、チラシを活用した農業者年金の紹介等の取組 <p>を実施した。</p> <p>また、都道府県段階の業務受託機関と連携して、新規就農者や女性農業者等に対して、リーフレットの配布・説明等を通じた働</p>	<p>度の周知に努めた。</p> <p>以上のとおり、活用可能な手段は網羅的にとられ、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果であったため、a評価とした。</p> <p>（評価区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>め、適切に制度改正の施行までに改定した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、自己評価の「a」評価が妥当と認められる。</p> <p>※ 法人からのヒアリングにより、農業者年金の手引きの改定は、「制度の解説」及び「業務の流れ、様式及び記入例」、「Q&A」の3分冊で行われたことを確認した。当該手引きの総ページ数は1,357ページ。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

			<p>きかけを推進した。</p> <p>さらに、農業委員会と JA との連携強化を促す観点から、農業委員会と JA が共有する「加入推進名簿」の作成事例の紹介や、加入推進の優良取組事例等の情報収集・提供を図るなど制度の周知に努めた。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評価：B	評価 B	5つの中項目のうち、1項目がA評価、4項目がB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(A)×1/5+2点(B)×1/5×4項目=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B	評価	
1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナ	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・業務改善を推進するため、改善点の	<主要な業務実績> 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、以下について業務改善の推進を図った。 ① マイナンバーの利用事務については、マイナンバーPTにおいて、デジタル・ガバメント実行計画で示された事項のうち農業者年金に関する事項の実施時期等やマイナンバーの直接取得方式についての検討を行った。 また、今後予定されている戸籍情報連携、国民年金基金連合	<評価と根拠> 評価：B 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、マイナンバーを利用した業務改善の検討を行うとともに、新年金制度開始以来の大規模な制度改正に伴うシステム改修を完了させ、諸規程の適切な改正等を的確な進捗管理の下で着実に推進した。 また、グループウェアの導入、政策支援加入	評価 B	自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。	評価	

<p>の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。</p>	<p>ンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。</p>	<p>検討・洗い出し等を行い、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進したか。</p>	<p>会への情報提供等については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について検討している。</p> <p>さらに、共通申請システムの導入についても、外部コンサルタント（支援業者）を活用し、プラットフォームの検討を行っている。</p> <p>② 農業者年金記録管理システムは、令和4年度末にサーバーの更新を迎えることから、平成30年度に次期システム構築検討委員会を設置し、次期システム導入ロードマップの作成、次期システム構築に向けての課題と改善点の洗い出しを行った。</p> <p>その後、第201回国会（常会）に独立行政法人農業者年金基金法の一部改正を含む「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法案」が提出されたことから、制度改正に係る対応を適切に行うため、令和2年3月に次期システム構築検討委員会を改組し、制度改正対応委員会及び制度改正等業務対応チームを設置し、制度改正に伴う業務及び事務フローの見直し及び農業者年金記録管理システムの改修等について、改善点の検討・洗い出しを行うとともに、令和4年度末までの工程表を作成して進捗管理を行った。</p> <p>当該工程表に基づいて、同委員会等により進捗状況の検証・見直しを行いつつ、年金制度改正に伴い必要となる各種規程の改正や農業者年金記録管理システムの改修等を行った。</p> <p>③ 情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）において、業務改革（BPR）行う等の、独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針が示されたこと等を踏まえ、加入者・職員・受託機関等の利便性の向上、事務の効率化を図る観点から、令和4年5月1日に制度改正対応委員会を改組し、業務改革推進委員会を設置した。</p> <p>その後、同委員会下に設置した検討チームによる検討を重ねるとともに、同6月8日に業務改革推進委員会を開催し、各業務における中長期的な課題の洗い出しと対応方向等について議論を行った。</p> <p>同12月13日の役員部課長会において、検討チームによる、課題の対応方針及び、情報システム関係タスクフォースの設置について検討を行った。</p> <p>令和5年3月14日に業務改革推進委員会を開催し、各業務における課題等への対応状況について報告を行うとともに、</p>	<p>申出者の地方税関係情報の連携、農業者年金加入者の国民年金情報の連携、再確認該当者の地方税関係情報の連携及び公金受取口座情報連携及びマイナンバーの直接取得の運用を実施し、事務の簡素化・効率化による事務処理の負担軽減を図った。</p> <p>これらのことから取組は十分であり、所期の目標を達成したため、B評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <p>S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>B：取組は十分である</p> <p>C：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	---	---	---	--	--

			<p>第5期中期目標（令和5年度～令和9年度）において、これまで以上に運営経費の抑制の取組を強化するための検討について、議論を行った。</p> <p>④ 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担軽減を図るため、平成30年度にグループウェア（webメール、掲示板、スケジュール等を活用）を導入し、役職員の職務の遂行に必要とする情報が適時かつ適切に伝達及び共有される情報システムを整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からは、政策支援加入者の地方税関係情報の連携による確認を行い、農業所得が900万円超となっている者については、是正を行うよう通知している。 ・令和元年度からは、農業者年金加入者の国民年金情報の連携により被保険者資格の確認を行っている。 ・令和3年度からは、特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届について、引き続き年金を受給する要件を満たしているかの確認をこれまでは農業委員会が市町村の税務部署へ確認してきたところを再確認該当者（経営所得安定対策等交付金の申請者）について、地方税関係情報の連携により確認することとし、本格的に実施した。 ・令和5年3月27日からは、年金等の受取りに公的給付支給等口座の利用を希望する者について、公的給付支給等口座情報連携及びマイナンバーの直接取得の運用を開始した。 		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合	対前年度増加	農業委員会 26.14% (29年度)	30.66% (対前年比 117.3)	34.07% (対前年比 111.1)	35.20% (対前年比 103.3)	35.44% (対前年比 100.7)	35.45% (対前年比 100.0)	
		農業協同組合 32.11% (29年度)	35.70% (対前年比 111.2)	38.36% (対前年比 107.5)	40.09% (対前年比 104.5)	40.32% (対前年比 100.6)	41.27% (対前年比 102.4)	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
2 電子化の推進 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更な	2 電子化の推進 1のとおり業務改善に向けた取組を行う中で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 その際、情報システム整備方針に則り適切に対応し、特に、			自己評価 評価：A	評価 A	2つの小項目のうち、1項目がa評価、1項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価。 ※3点(a)×1/2+2点(b)×1/2=2.5点 2.5点以上3.5点未満：A	

<p>る利用の促進に取り組みとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。この場合において、情報システム整備方針に則り適切に対応する。</p>	<p>農業者年金記録管理システムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組む。</p>																	
	<p>(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進 利用可能な業務受託機関の全てが利用することを旨とし、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。 特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めるとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか。 ・同システムを利用した届出書等の作成割合が前年度実績を上回ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ・利用可能な業務受託機関の全てが利用することを旨とし、毎年度、農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針（以下「普及拡大取組方針」という。）を策定し、全業務受託機関に周知するとともに、都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んでいる。</p> <p style="text-align: center;">【システム研修会への講師派遣実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>派遣数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>22 県 延べ 32 日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>23 県 延べ 27 日</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10 県 延べ 15 日</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>16 県 延べ 22 日</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>21 県 延べ 30 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>・また、本中期計画期間からは、毎年度、全業務受託機関を対象としてシステムの利用促進と利用状況等に関する調査を実施し、その結果(概要)について、都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議等において説明を行い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼している。</p> <p>・さらに、令和2年度からは、システム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を新たに作成し、基金ホームページに掲載して、新型コロナウイルス感染症対策等のため、研修会の開催が遅れる場合には活用するよう、担当者会議、専門業務研修会及びブロック会議において周知している。</p> <p>・これらの取組により、システムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会、農業協同組合ともに、平成30年度以降の毎年度において前年度の実績を上回った。</p>	年度	派遣数	平成30年度	22 県 延べ 32 日	令和元年度	23 県 延べ 27 日	令和2年度	10 県 延べ 15 日	令和3年度	16 県 延べ 22 日	令和4年度	21 県 延べ 30 日	<p><評価と根拠> 評価：b 都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議等におけるシステム利用の働きかけ及び全業務受託機関に対して、システムの普及拡大取組方針を通知し、利用普及を図った。 また、市町村段階の業務受託機関が参加するシステム研修会において、システム利用のメリット及び操作方法等の説明を通じ、システムの更なる利用促進に取り組んだ。 さらに、全業務受託機関を対象としてシステムの利用促進と利用状況等に関する調査を実施し、その結果(概要)について説明等を行うとともに、システム利用を働きかけた。 加えて、システム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を新たに作成し、基金ホームページに掲載して、新型コロナウイルス感染症対策等のため、研修会の開催が遅れる場合には活用するよう、担当者会議等で周知した。 このことにより、農業委員会及び農業協同組合とも、農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が平成30年度以降の毎年度において前年度の実績を上回っており、取り組みが十分であるためb評価とした。</p> <p>(評価区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上120%未満 c：数値の達成度が80%以上100%</p>	<p>評価 b 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</p>	<p>評価</p>
年度	派遣数																	
平成30年度	22 県 延べ 32 日																	
令和元年度	23 県 延べ 27 日																	
令和2年度	10 県 延べ 15 日																	
令和3年度	16 県 延べ 22 日																	
令和4年度	21 県 延べ 30 日																	

			<p>【システムを利用した届出書等の作成割合（ ）内は対前年比】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>JA利用率</th> <th>農委利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>32.11%</td> <td>26.14%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>35.70% (111.2%)</td> <td>30.66% (117.3%)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>38.36% (107.5%)</td> <td>34.07% (111.1%)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>40.09% (104.5%)</td> <td>35.20% (103.3%)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40.32% (100.6%)</td> <td>35.44% (100.7%)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>41.27% (102.4%)</td> <td>35.45% (100.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	JA利用率	農委利用率	平成29年度	32.11%	26.14%	平成30年度	35.70% (111.2%)	30.66% (117.3%)	令和元年度	38.36% (107.5%)	34.07% (111.1%)	令和2年度	40.09% (104.5%)	35.20% (103.3%)	令和3年度	40.32% (100.6%)	35.44% (100.7%)	令和4年度	41.27% (102.4%)	35.45% (100.0%)	<p>未満 d：数値の達成度合が80%未満</p>		
年度	JA利用率	農委利用率																									
平成29年度	32.11%	26.14%																									
平成30年度	35.70% (111.2%)	30.66% (117.3%)																									
令和元年度	38.36% (107.5%)	34.07% (111.1%)																									
令和2年度	40.09% (104.5%)	35.20% (103.3%)																									
令和3年度	40.32% (100.6%)	35.44% (100.7%)																									
令和4年度	41.27% (102.4%)	35.45% (100.0%)																									
	<p>(2) マイナンバーによる情報連携 適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、情報連携システムの運用・管理に取り組んだか。</p>	<p><主要な業務実績> マイナンバーによる情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組んだ。</p> <p>① 政策支援加入者の地方税関係情報（農業所得額）連携 ・平成30年4月から情報連携を開始したが、令和元年9月に中間サーバにエラーが発生し、情報連携事務が中断した。総務省及び他機関からの情報提供を得つつ復旧対応を行い、令和2年1月に情報照会を再開した。 ・システムのエラーに対処する作業を通じて得たノウハウを作業マニュアルに反映させることで、円滑かつ適切な事務につなげるため、令和元年9月に「マイナンバー作業実施ログ取得手順書」の見直しを行った。</p> <p>② 農業者年金加入者の国民年金情報連携 ・当初、令和元年9月から開始する予定であったが、令和元年9月に発生した中間サーバのエラーが復旧した後に情報連携を試みたところ、再度エラーが発生したため、復旧対応を行い、令和2年3月に情報連携を開始した。 ・なお、これらの復旧に当たっては、システム開発業者等の知見を要したことから、令和3年度のシステム更改に当たり、システム開発業者とサービス保守契約を締結した。</p> <p>③ 現況届に係る再確認該当者の地方税関係情報連携 ・特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届提出時における地方税関係情報（農業所得額）連携について、試行運用</p>	<p><評価と根拠> 評価：a マイナンバーによる情報連携については、情報連携エラーが発生したものの、業務手順の見直しを行いながら、政策支援加入者の地方税関係情報、農業者年金加入者の国民年金情報等の照会作業を着実かつ継続的に実施し、農業者年金事業の実施に活用している。 また、本中期目標期間当初には想定していなかった公的給付支給等口座情報連携について、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）の成立・施行等も踏まえ、令和4年度中の運用開始に向けて、業務フローの変更、特定個人情報保護評価書の変更、システム改修を着実かつ計画的に進め、令和5年3月27日に運用を開始した。 今後のマイナンバーによる情報連携についても、デジタル庁から示された公共サービスメッシュへの対応も見据え、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について検討しており、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果があるためa評価とした。</p> <p>(評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table> <p>今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日改定（閣議決定））におけるマイナンバーによる情報連携の工程に即して、デジタル化による基金等の業務改善や届出者等の負担軽減に資するため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）等に基づく公的給付支給等口座登録簿関係情報連携を令和4年度中の実施に向け、システム改修の前提となる特定個人情報保護評価書の改定を行うとともに、工程の道筋が立てられた。 さらに、農業者年金被保険者情報の国民年</p>	評価	a	評価																			
評価	a	評価																									

			<p>時の解決すべき課題を整理し、令和3年7月から再確認該当者の地方税関係情報（農業所得額）連携の本格運用を開始した。</p> <p>④ 公的給付支給等口座情報連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本中期目標期間当初には実施を想定していなかったが、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）の成立・施行等も踏まえ、令和4年度中の運用開始に向けて、業務フローを変更するとともに、特定個人情報保護評価書の変更案を取りまとめ、個人情報保護委員会との調整やパブリックコメントを経て、令和4年3月に個人情報保護委員会の承認を得るなど着実に準備を進めた。また、デジタル庁から詳細な制度設計の変更が示される中で、これも踏まえつつ計画的にシステム改修を行った。また、これに関連するマイナンバーの直接取得に係るシステム改修も計画的に進め、令和5年3月27日に公的給付支給等口座情報連携及びマイナンバーの直接取得の運用を開始した。 <p>⑤ 今後の情報連携について</p> <p>今後予定されている戸籍情報連携、国民年金基金連合会への情報提供等について、令和4年12月にデジタル庁から示された公共サービスメッシュへの対応も見据え、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について検討している。</p>	<p>顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>金基金連合会への提供及び令和元年の戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正に伴う戸籍関係情報連携について、令和6年度実施に向け、検討が進められた。</p> <p>これらのことを総合的に勘案し、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率	効率化除外経費を除き対前年度比△3%以上	△3.0%(平成28年度予算と平成29年度予算の比較)	△4.5%(平成29年度予算と平成30年度予算の比較)	△4.5%(平成30年度予算と令和元年度予算の比較)	△3.0%(令和元年度予算と令和2年度予算の比較)	△3.0%(令和2年度予算と令和3年度予算の比較)	△3.0%(令和3年度予算と令和4年度予算の比較)	5カ年年平均 △3.6%
事業費削減率	対前年度比△1%以上	△4.7%(平成28年度予算と平成29年度予算の比較)	△1.1%(平成29年度予算と平成30年度予算の比較)	△1.1%(平成30年度予算と令和元年度予算の比較)	△1.0%(令和元年度予算と令和2年度予算の比較)	△1.0%(令和2年度予算と令和3年度予算の比較)	△1.0%(令和3年度予算と令和4年度予算の比較)	5カ年年平均 △1.0%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制			評価：B	評価 B	評価	
					2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/2×2項目 =2点 1.5点以上2.5点未満: B		
(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費(注)については、	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標>	<主要な業務実績> 一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの各年度とも3%以上の減とし、目標を達成した。	<評価と根拠> 評価：b 各年度とも一般管理費（人件費を除く。）の削減目標を達成したことから、b評価とした。	評価 b 一般管理費及び事業費において、それぞれ自己評価の「b」評価が	評価	

<p>総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行う。</p> <p>このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。</p> <p>総人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>（注）人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。 		<p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満 	<p>妥当であると認められる。</p>					
<p>（2）職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要</p>	<p>（2）給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の</p>	<p><主な定量的指標> －</p> <p><その他の指標> －</p> <p><評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。</p> <p>・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</p>	<p><主要な業務実績> 給与水準の適正化については、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程等の見直し等の取組を進めた結果、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイル指数）並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性の</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程の見直しを行った。 また、その見直し内容、各年度の対国家公務</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										

<p>に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイル指数)を公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイル指数)を毎年度公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>を踏まえた給与規程の見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイル指数の公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイル指数を公表しているか。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか 	<p>検証結果とともに、基金ホームページにおいて、毎年6月に公表している。</p> <p style="text-align: center;">【対国家公務員地域・学歴別指数】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">98.9</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">101.6</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">98.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">98.6</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">(令和5年6月公表)</td> </tr> </table>	平成30年度	98.9	令和元年度	101.6	令和2年度	98.5	令和3年度	98.6	令和4年度	(令和5年6月公表)	<p>員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイル指数)、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果を毎年6月末にホームページで公表していることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b:取組は十分である</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
平成30年度	98.9														
令和元年度	101.6														
令和2年度	98.5														
令和3年度	98.6														
令和4年度	(令和5年6月公表)														

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達合理化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一者応札・応募件数	前中期計画期間の平均(6件)以下		6件	1件	2件	12件	15件	
随意契約件数	前中期計画期間の平均(8件)以下		8件	5件	7件	4件	6件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期目標期間の件数の平均以下となるようにす	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約件数。 一者応札・応募件数。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札等の実施。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 契約について、原則として一般競争入札によるものとするほか、適正化を推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、平成30年度から入札案件の仕様書等の電子配布、今後の発注予定案件について事前に基金ホームページで公表するとともに、令和元年度途中からオープンカウンター方式による調達方式を導入した。</p> <p>一者応札・応募件数及び随意契約件数については上記「2. 主要な経年データ」のとおり、平成30年度から令和2年度までの一者応札・応募件数及び平成30年度から令和4年度までの随意契約件数は目標件数を下回った。</p> <p>令和3年度の一者応札・応募数は12件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標(6件以内)を上回り未達である。</p> <p>令和3年度の一者応札・応募件数のうち主なものは、令和4年度からの制度改正のための記録管理システム改修等の案件が7件だった。目標件数を上回った要因としては、専門性が極めて高い上、最短で1年に対応する必要がある、他社での対応が困難であったという特殊要因でやむを得ない結果と考える。なお、それらの要因を除けば5件であり、目標件数を下回る結果となった。</p> <p>令和4年度の一者応札・応募数は15件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標(6件以内)を上回り未達である。令和4年度の一者応札・応募件数のうち主なものは、記録管理システム改修等の案件が6件、印刷関係の案件が4件だった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>調達等合理化計画に基づき、調達手続における競争性・透明性の確保に努めた。競争性のない随意契約については、目標件数を下回った。</p> <p>また、一者応札・応募については、令和3年度の制度改正関連(特殊要因)、令和4年度の記録管理システム改修等及び印刷用紙の高騰等といったやむを得ない理由を除けば、目標件数を下回った。</p> <p>入札・契約の適正化の推進を図るため、平成30年度から令和4年度までの間に契約審査委員会を59回開催し、117件の審査を行った。第4期中期目標期間中における所期の目標への取組は十分であったことから、B評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p>	<p>評定 B</p> <p>平成30年度から令和3年度において、随意契約件数は目標である8件以下を達成している。</p> <p>1者応札・応募件数については、令和3年度に未達成であるが、制度改正への対応のため、やむを得ない理由によるものであり、当該期間の平均は約5件となり、目標である6件を下回っていることを考慮し、自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。</p>	<p>評定</p>		

	る。		<p>目標件数を上回った要因としては、一般的にシステム関係の契約については現行契約事業者が有利であり一者応札になる傾向が強く、また、記録管理システムは昭和40年代から一事業者により開発されており、過去からの年金制度を熟知していないと対応が難しいこと等があげられる。</p> <p>印刷については、原材料の高騰（木材、原油、石炭などの資源高）と円安の進行などによる印刷用紙代と電力価格の急激な高騰により、過去の契約実績額を勘案すると価格面での厳しさが入札参加者を減少させた要因と考えられる。</p> <p>なお、これらの要因を除けば5件であり、目標件数を下回る結果となった。</p> <p>契約については原則として一般競争入札で公告期間は30日間とし、少額随意契約を除く随意契約については契約締結前に契約審査委員会に付議し、審査を受けている。</p>	<p>A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>B：取組は十分である</p> <p>C：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		
--	----	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	組織体制の整備等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)
5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等				評価：B	評価：B	2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウエイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/2×2項目 =2点 1.5点以上2.5点未満：B	
(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・組織体制及び運営についての継続的 点検。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し。 <評価の視点>	<主要な業務実績> 職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必要な組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の見直しや弾力的な人員配置を行った。 なお、IT 職職員については、業務量の増加に伴い、期初2名に対し、中期目標期間中にさらに2名の増員を図った。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、テレワークを推進した。このため、業務部以外の職員が使用するパソコンについては、令和3年7月に、テレワーク対応の機器へ入れ替えを行い、職員がテレワークを実施できる環境を整えた。なお、業務部職員については、被保険者等の個人情報扱う業務	<評価と根拠> 評価：b 組織体制及び人員配置について、継続的な点検を行い、必要な組織体制等の見直しを行っており、取組は十分であることから、評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である	評価：b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		

<p>組織体制や人員配置への見直しを行う。</p>	<p>組織体制や人員配置への見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制及び人員配置について継続的な点検を行っているか。 必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行っているか。 	<p>上、テレワークを行うことが困難なため、まん延防止等重点措置期間のうち令和4年1月31日から同年3月25日までの期間においては、実務担当職員を2班に分けて、執務室を別にして職員間の接触を減らす体制とした。</p>	<p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																		
<p>(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p>(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・ワークライフバランスの改善。 ・専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。 <評価の視点> ・ワークライフバランスの改善や専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績> ① ワークライフバランスの改善について ア 定時退庁の推進、超過勤務の縮減及び計画的な業務の執行等について、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知しており、特に超過勤務については、管理職への事前登録を徹底するなど縮減に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="1041 842 1537 1110"> <thead> <tr> <th colspan="2">【基金全体の超過勤務時間】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4, 485時間</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3, 360時間</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4, 250時間</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3, 316時間</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>4, 280時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 男性職員の育児休業取得について、平成31年と令和4年に関係諸規程等の見直しを行う等、取得しやすい環境整備に努めているところ、平成30年度に1名、令和3年度に1名、令和4年度に3名の取得があった。</p> <p>② 人材育成について ア 専門研修について 専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、資金部職員を対象とした年金資産運用等の専門研修を実施した(平成30年度5件、令和元年度5件、令和2年度1件、令和3年度3件、令和4年度4件。) イ 資格取得支援について 平成21年に資格取得支援要綱を作成し、職員が資格を取得しやすい環境整備に努めているところ、平成30年度3件、令和元年度4件、令和2年度4件、令和3年度3件、令和4年度6件の取得があった。</p>	【基金全体の超過勤務時間】		平成30年度	4, 485時間	令和元年度	3, 360時間	令和2年度	4, 250時間	令和3年度	3, 316時間	令和4年度	4, 280時間	<p><評定と根拠> 評定：b 働き方改革の推進について、継続的な点検及び見直しを行っており、取組は十分であることから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td></td> </tr> </table>	評定	
【基金全体の超過勤務時間】																						
平成30年度	4, 485時間																					
令和元年度	3, 360時間																					
令和2年度	4, 250時間																					
令和3年度	3, 316時間																					
令和4年度	4, 280時間																					
評定	b																					
評定																						

			<p>ウ 若手職員や女性職員の活躍の場について</p> <p>若手職員の農林水産行政事務研修への派遣（毎年）及び、女性職員の課長相当以上職員への登用（平成30年度までは1名のところ（課長相当以上職員全体の5%）、令和3年度までに4名（課長相当以上職員全体の21%）に増員。令和4年度は4名。）を行った。</p>			
<p>(3) 情報システムの整備及び管理</p> <p>情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討する。</p>	<p>(3) 情報システムの整備及び管理</p> <p>情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討する。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>PMO の設置等については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、他法人での設置状況等の調査を行い、体制整備についての検討を開始した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>PMO の設置については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、他法人での設置状況等の調査を行い、体制整備についての検討を開始し、取組が十分であることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項				評価：B	評価	B	評価
						1つの中項目が「B」評価であるため。 ※2点(B)×1/1=2点 1.5点以上2.5点未満：B		
1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項				評価：B	評価	B	評価
						5つの小項目のうち、1項目がa評価、4項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(a)×1/5+2点(b)×1/5×4項目=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B		

	<p>(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守</p> <p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>第4期中期計画期間（平成30年度～令和4年度）においては、業務の効率化を進め、一般管理費（※）については、毎年度平均で対前年度比3%以上、事業費（業務委託費）については毎年度平均で1%以上の削減を行うこととしており、平成30年度から令和4年度までの各年度ともこの方針を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行った。</p> <p>※人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費を除く。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>各年度とも業務の効率化に関する事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行い、所期の目標を達成したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b											
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。												
評定												
<p>2 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(2) 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>各年度の決算においてセグメント情報を整理し、主務大臣から決算が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>各年度ともセグメント情報を決算において整理し、基金ホームページで速やかに公表し、中期計画における取組は十分であり、所期の目標を達成したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>b：速やかに開示している</p> <p>c：速やかに開示していない</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b											
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。												
評定												
<p>3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による</p>	<p>(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、収益化単位の業務（各課室の業務）ごとに平成30年度から令和4年度までの各年度とも当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前（各年12月末）までに再配分を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>各年度とも収益化の業務ごとに予算の当初配分及び再配分を計画的に行い、所期の目標を達成したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b											
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。												
評定												

<p>収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。</p>	<p>収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p>			<p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																		
<p>4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。</p>	<p>(4) 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 全ての農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行った。 なお、農地等割賦売渡金債権の管理・回収については、令和4年11月をもって終了した。</p> <p>【債権分類及び担保物件の評価見直し実績（単位：件）】</p> <table border="1" data-bbox="952 926 1718 1020"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>46</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>15</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計	57	46	32	26	15	176	<p><評定と根拠> 評定：b 毎年度、債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施した。 また、担保物件についても、毎年度、評価の見直しを行ったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1" data-bbox="2297 474 2594 520"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1" data-bbox="2594 474 2887 520"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計																	
57	46	32	26	15	176																	
評定	b																					
評定																						
<p>5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 <評価の視点> ・極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成30年度から令和4年度の各年度、法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮し、競争入札を実施したことにより、各年度ともに有利な条件での借入れを行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：a 支援業者と連携し、入札参加者への個別IRなど丁寧な招へい活動を行うとともに、今後の年金給付費の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図った。そのうえで、市中金利情勢等を考慮し、競争入札を実施したことにより、各年度ともに有利な条件での借入れを行うことができたため、a評定とした。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る</p>	<table border="1" data-bbox="2297 1331 2594 1377"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> </table> <p>丁寧な招へい活動を行うとともに、市中金融機関が応札しやすいように借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図ったことにより、平成30年度から令和3年度までの各年度において、借入利率が事実上最も低い0.000%となった。 令和4年度においても年度計画に基づき目</p>	評定	a	<table border="1" data-bbox="2594 1331 2887 1377"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定													
評定	a																					
評定																						

区分	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	借入年月日	H30.11.5	H31.2.5	R2.1.31	R3.2.1	R4.2.1
借入相手方(機関数)	1	1	3	4	4	1
借入金額(百万円)	22,400	32,400	64,900	54,100	50,800	68,900
借入利率(平均金利)	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%
償還期限	R1.8.6	R4.8.4	R5.2.7	R6.2.6	R5.8.8	R6.8.6
応札倍率	5.76	4.71	4.12	4.87	4.49	2.91
国債(*1)	▲ 0.160%	▲ 0.165%	▲ 0.125%	▲ 0.115%	▲ 0.085%	▲ 0.014%
政府保証債(*1)	▲ 0.044%	▲ 0.034%	▲ 0.016%	▲ 0.010%	▲ 0.022%	0.048%
同時期実施の特別会計(*2)借入金(5年)	0.001%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.050%

(*1)入札日における市中金利(借入金と同程度の償還期日の債券利回り)
(*2)国有林野事業債務管理特別会計

顕著な成果がある
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b : 取組は十分である
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

標を達成することが見込まれるため、所期の目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			評価：B	評価 B	1つの中項目が「B」評価であるため。 ※2点(B)×1/1=2点 1.5点以上2.5点未満：B	評価	
				B	評価 B	2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウエイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/2×2項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B	評価	
	別紙	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標> —	<主要な業務実績> (再掲) 一般管理費(人件費を除く。)については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの各年度とも3%以上の減とし、目標を達成した。	<評価と根拠> 評価：b 各年度とも一般管理費(人件費を除く。)の削減目標を達成したことから、b評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕	評価 b	一般管理費及び事業費において、それぞれ自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	評価	

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。 		<p>著な成果がある</p> <p>a : 数値の達成度合が 120%以上</p> <p>b : 数値の達成度合が 100%以上 120%未満</p> <p>c : 数値の達成度合が 80%以上 100%未満</p> <p>d : 数値の達成度合が 80%未満</p>						
		<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費削減率。 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。 	<p><主要な業務実績> (再掲)</p> <p>事業費 (業務委託費) については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で 1%以上削減するという計画を踏まえ、平成30年度から令和 4 年度までの各年度とも 1%以上の減とし、目標を達成した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>各年度とも事業費 (業務委託費) の削減目標を達成したことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 数値の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a : 数値の達成度合が 120%以上</p> <p>b : 数値の達成度合が 100%以上 120%未満</p> <p>c : 数値の達成度合が 80%以上 100%未満</p> <p>d : 数値の達成度合が 80%未満</p>						
		<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画、資金計画。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っている。</p> <p>(予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>各年度予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行い、所期の目標を達成したことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—	—	—	—	・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は702億円
	702億円(限度額)		—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	第 5 短期借入金の限度額 1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。 2 702億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	<主な定量的指標> ・借入限度額。 <その他の指標> — <評価の視点> ・借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評価と根拠> 評価：— (評価区分) B：限度額の範囲内である D：限度額の範囲を超えた	評価 — 平成30年度から令和3年度までの各年度において、短期借入金の実績はなく、令和4年度においても短期借入金をおこなう可能性は低いと考えられるため、評価は行わない。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	74人以下	29年度末 74人	72人	74人	71人	72人	72人	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項				評価：B		評価	B	評価
							6つの中項目の全てがB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(B) × 1/6 × 6項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B		
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）				評価：B		評価	B	評価
							2つの中項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b) × 1/2 × 2項目 = 2点 1.5点以上2.5点未満：B		

<p>(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置をう。</p>	<p><主な定量的指標> ー</p> <p><その他の指標> ・専門研修の実施。 ・業務量に応じた適正な人員配置。</p> <p><評価の視点> ・専門的知識を有する人材の育成を図る。 ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 研修の基本方針及び毎年度の研修実施計画に基づき、新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修を実施したことに加え、資金部職員に対し、年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施したことにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。</p> <p>② 各室部長及び各課長等へのヒアリング等を踏まえ、業務量に応じた適正な人員配置を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 人材の育成を図るとともに、業務量に応じた人員配置を行っており、中期計画における取組は十分であることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											
評定											
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 74人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,330百万円</p>	<p><主な定量的指標> ・常勤職員数。</p> <p><その他の指標> ー</p> <p><評価の視点> ・常勤職員数が74人を上回っていないか。</p>	<p><主要な業務実績> 令和4年度末の常勤職員数は72人であり、期初の74人を上回らない実績となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 令和4年度末の常勤職員は72人であり、期初を上回らないため、中期計画における取組は十分であることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											
評定											

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。） (3) 旧年金給付のための農業者年金	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・預貯金の経費への充当。 <評価の視点> ・積立金の処分が適切であるか。	<主要な業務実績> 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金等については、平成30年度から令和4年度まで指定された経費の一部に充当した。	<評価と根拠> 評価：B 前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が償還されたことによる現預金等について、計画どおり指定された経費の一部に充当しており、取組は十分であり、所期の目標を達成したため、B評価とした。 (評価区分) B：積立金の処分は適切である D：積立金の処分は不適切である	評価 B 自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。	評価	

		<p>記録管理システムの開発にかかる経費</p> <p>(4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用</p> <p>(5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-3	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。				自己評価 評定：B	評定 B	評定	
						4つの小項目の全てがb評定であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定。 ※2点(b)×1/4×4項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B		

<p>断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。</p>										
	<p>(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・理事長による内部統制の取組の指示。 <評価の視点> ・理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」（以下「行動指針」という。）に従って業務に取り組むよう、理事長から新任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、事務室内に掲示して周知の徹底を図った。 ② 第4期中期目標期間の毎年度において、経営管理会議を開催し、内部統制についても、毎年度において、内部統制に関する取組計画等における取組状況を、役員部課長会において各課から報告し、点検を行った。 また、コンプライアンス委員会における取組状況の報告やリスク管理委員会における業務運営のリスク把握、顕在化防止、外部の有識者等による点検として運営評議会等の取組を行った。 年度計画の進捗については、経営管理会議において、モニタリング等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役職員に周知したこと、また、経営管理会議等において、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施等、内部統制に関する取組状況の把握と必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング等を行った。中期計画における取組は十分であることから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										
	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。</p>	<p><主要な業務実績> ① コンプライアンス委員会を開催し、「コンプライアンス推進計画」における取組状況について報告した。 また、この取組状況については、基金ホームページにおいて公表した。 ② コンプライアンス関係の研修については、研修実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、ハラスメント研修や倫理研修等を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修を実施した。 また、コンプライアンス推進の取組状況及びコンプライアンス推進計画を基金ホームページで公表している。 したがって、中期計画における取組は十分であることから、b評定とした。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										

	<p>議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。</p> <p>また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。 		<p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 						
	<p>(3) リスク管理の徹底</p> <p>業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会の開催。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>「独立行政法人農業者年金基金のリスク管理及び危機対策に関する規程」(平成25年4月1日制定)に基づき、リスク管理委員会を設置し、毎年度2回(上半期及び下半期)委員会の開催を行った。</p> <p>同委員会では、リスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位付けをした上で、リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等の見直し、重点項目のモニタリング等を行いリスク管理を徹底した。</p> <p>(各年度における措置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理委員会に外部専門家(CIO補佐官、会計監査法人、年金コンサルタント)の参加を得て、その知見を活用(毎年度) ・ リスク対応方針において、新型コロナウイルスが発生し、業務の遂行が困難となるリスクとして「在宅勤務による業務遂行リスク」、「一時的な事務所閉鎖のリスク」の項目を設定し、各室部課において、遅滞なく業務を遂行するための方針等を策定(令和2年度～) ・ 令和4年から施行される制度改正について、業務上各課で懸念する事項について洗い出しし、実施状況を報告(令和3年度) ・ リスク管理における各種様式について、構成や様式の関係性等を整理した上で、リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等の様式を見直し(令和4年度～) 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>リスク管理委員会を毎年度2回開催し、リスク管理行動計画を策定するとともに、リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定・見直ししてリスク管理を徹底している。以上のことから取組は十分であることからb評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										
	<p>(4) 内部監査</p> <p>内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成30年度から令和4年度までの毎年度、「内部監査規程」に基づき内部監査計画等を策定し、当該計画等に従い基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>平成30年度から令和4年度まで中期計画に従い、基金の業務が、法令、規程等を遵守し効</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										

		<p>する内部監査年度計画（注）に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。</p> <p>（注）内部監査計画及び内部監査実施計画</p>	<p>－</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査を実施しているか。 	<p>内部監査を行い、その結果を内部監査報告書に取りまとめて理事長へ報告した。</p> <p>内部監査報告書で指摘した事項については、対応状況を翌年度の内部監査項目とすることにより、確実に実施されているかを確認した。</p>	<p>率的に執行されているか等について、毎年度内部監査を実施し、内部監査報告書に取りまとめて理事長へ報告している。</p> <p>中期計画における取組は十分であることから、b 評価とした。</p> <p>（評価区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 		
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護(以下「情報セキュリティ対策等」という。)を強化・徹底する。	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底				評価：B		評価	B	
	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリ	<主要な業務実績> ・毎年度開催する情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティ対策の実施状況について点検を行った。 【情報セキュリティ委員会の開催状況】	年度	開催時期	<評価と根拠> 評価：b 情報セキュリティ委員会を開催し、標的型メール訓練や情報セキュリティインシデント対応訓練の結果を報告し、情報セキュリティ対策に関する具体的な取組状況を確認した。 また、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策の実施手順書(6つの手順書)及びCSIRT体制について整備した。 さらに、情報セキュリティインシデント対応訓練では、農業者年金記録管理システムに起因するインシデントの対する組織対応能力の強化を図る取組を行った。		評価	b
							3つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/3×3項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B	評価	
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	評価	

	<p>情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内に CSIRT を構築する。</p>	<p>ティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。</p> <p>・CSIRT を構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。</p>	<table border="1" data-bbox="952 71 1709 302"> <tr> <td></td> <td>令和3年3月29日</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>令和3年10月22日 令和4年3月28日</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和4年9月29日 令和5年3月24日</td> </tr> </table> <p>・情報セキュリティポリシーの一部改正及び情報セキュリティ対策実施手順書（6つの手順書）の策定及び CSIRT 体制について、平成30年7月開催の情報セキュリティ委員会において承認を受け、平成30年8月3日に施行した。</p> <p>・平成30年度の統一基準群の改正及び情報セキュリティ監査等の指摘等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策実施手順書（6つの手順書）の一部改正案を作成し、令和元年9月開催の情報セキュリティ委員会において承認を受け、令和元年10月8日に施行した。</p> <p>・Web 会議システムを導入することに伴い、情報システム利用実施手順書の一部改正案を作成し、令和2年8月開催の情報セキュリティ委員会において承認を受け、令和2年8月5日に施行した。</p> <p>・令和2年度に実施された IPA が定期的に行う情報セキュリティ監査における指摘を踏まえ、情報システム利用実施手順書の一部改正案を作成し、令和3年10月開催の情報セキュリティ委員会において承認を受け、令和3年10月29日に施行した。</p> <p>・平成30年度以降、毎年度下半期の情報セキュリティ委員会において、当該年度の情報セキュリティ対策の実施状況を点検するとともに、次年度の情報セキュリティ対策の実施計画について審議している。</p> <p>・令和3年度の統一基準群の改正等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報システム利用実施手順書等の一部改正案を作成し、令和4年9月開催の情報セキュリティ委員会において承認を受け、令和4年10月17日に施行した。</p> <p>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、基金 CSIRT 構築運用実施手順書の一部改正案を作成し、令和5年3月の情報セキュリティ委員会において承認を受け、令和5年3月29日に施行した。</p> <p>・CSIRT に関しては、平成30年8月3日に農業者年金基金 CSIRT 体制を構築するとともに、CSIRT 構築運用実施手順書を策定した。</p> <p>また、令和元年度以降、CSIRT 関係者等による情報セキュリティインシデント対応訓練を毎年実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理システムに起因するインシデント発生時の対応</p>		令和3年3月29日	令和3年度	令和3年10月22日 令和4年3月28日	令和4年度	令和4年9月29日 令和5年3月24日	<p>加えて、情報セキュリティ監査による評価結果を踏まえた見直しを行うこととしており、引き続き PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行うこととした。</p> <p>また、IPA が定期的に行う情報セキュリティ監査の対応として、情報システム利用実施手順書の改正を行い、取組は十分であることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		
	令和3年3月29日											
令和3年度	令和3年10月22日 令和4年3月28日											
令和4年度	令和4年9月29日 令和5年3月24日											

			<p>能力の強化を図っている。</p> <p>さらに、毎年、自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己点検を行うとともに、点検結果を評価し、その内容をパソコン起動時に画面表示させるなどの取組を行い、情報セキュリティ意識の向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施されたIPAが定期的に行う情報セキュリティ監査の指摘については、改善計画に基づき情報セキュリティ対策実施し、PDCAサイクルを回している。 情報セキュリティポリシーに基づく取扱状況について、第三者による外部監査を平成30年度から毎年度実施している。 <p>監査結果を踏まえ、セキュリティ関係規程の見直しを行い、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降、農業者年金記録管理システムの保守運用受託業者との会議（月1回開催）について、CIO補佐官に参画いただき、情報セキュリティ対策に係る助言を受け、情報セキュリティ対策の強化を図った。 <p>このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参画、情報セキュリティ対策の実施手順書、同研修及び情報システムの調達仕様書等に対する支援・助言を受けた。</p>																		
<p>(2) 個人情報保護対策の推進</p> <p>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度実施する個人情報保護管理委員会において、マイナンバー・機関別符号の取得及び税情報（農業所得額）の照会等の状況、保有個人情報等の点検状況及び特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検結果について確認するとともに、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等について点検を行った。 <p>【個人情報保護管理委員会の開催状況】</p> <table border="1" data-bbox="946 1373 1718 1877"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>平成30年10月30日 平成31年3月14日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和元年9月6日及び18日 令和2年3月18日</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和2年9月30日 令和3年3月29日</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>令和3年10月22日 令和4年3月28日</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和4年9月29日 令和5年3月24日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、 	年度	開催時期	平成30年度	平成30年10月30日 平成31年3月14日	令和元年度	令和元年9月6日及び18日 令和2年3月18日	令和2年度	令和2年9月30日 令和3年3月29日	令和3年度	令和3年10月22日 令和4年3月28日	令和4年度	令和4年9月29日 令和5年3月24日	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等について報告を行った。</p> <p>また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、必要に応じた見直しを行った。</p> <p>さらに、個人情報監査（外部監査）結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>加えて、個人情報保護委員会による立入検査における指摘についても、必要な対応を行っており、取組は十分であることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る</p>	<table border="1" data-bbox="2297 968 2597 1016"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1" data-bbox="2597 968 2881 1016"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
年度	開催時期																				
平成30年度	平成30年10月30日 平成31年3月14日																				
令和元年度	令和元年9月6日及び18日 令和2年3月18日																				
令和2年度	令和2年9月30日 令和3年3月29日																				
令和3年度	令和3年10月22日 令和4年3月28日																				
令和4年度	令和4年9月29日 令和5年3月24日																				
評定	b																				
評定																					

	<p>保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。</p> <p>そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多く個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。</p>		<p>毎年度点検を実施し、点検結果を個人情報保護管理委員会において報告した。</p> <p>また、リスク対策の項目について、必要に応じた見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護管理規程等に基づく取扱状況について、第三者による外部監査を平成30年度から毎年度実施している。 <p>また、監査結果を踏まえ、個人情報保護管理関係規程の一部改正案を作成し、令和2年9月開催の個人情報保護管理委員会の承認を受け、令和2年12月1日に施行した。今後ともPDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月に行われた個人情報保護委員会による立入検査においては、前回（平成29年）検査において改善が求められた事項について改善が確認され、マイナンバーを取り扱う体制が整えられているとされたものの、軽微な指摘を受けたことから、令和元年9月に個人情報保護規程の細則を改正し、全役職員等を対象に個人情報保護研修を実施し、個人情報保護管理規程等の内容を周知徹底した。 <p>なお、同検査結果として、総括保護責任者が主導して、個人情報保護等に関する啓発、注意喚起に係る取組を推進していたことが、好事例として評価された。</p> <p>また、令和3年7月に行われた個人情報保護委員会による立入検査における、特定個人情報を取扱う住基連携システムのログ管理の検証、確認の正確かつ確実な実施に係る指摘については、これを是正するため、ログ検証（報告書の作成）や部内における確実な確認に係る手順を整理し、当該作業を正確かつ確実に実施できるよう措置した。</p>	<p>成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>						
	<p>(3) 研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報保護関係の研修を実施した（毎年4月に実施）。 マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として全役職員等を対象とした総務省主催のeラーニングによる研修を以下とおり実施した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>情報セキュリティ対策等に関する全役職員等の意識を高めて法令・規程等の遵守を図るため、研修等の開催や情報発信・提供に取り組み、取組は十分であり、所期の目標を達成したためb評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</p>	評定	b	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	b									
評定										

【総務省主催のeラーニングによる研修の実施状況】

年度	実施時期
平成30年度	平成30年7月～平成31年2月
令和元年度	令和元年10月～11月
令和2年度	令和2年10月～令和3年2月
令和3年度	令和4年2月～3月
令和4年度	令和4年10月～令和5年3月

・新たに制定された情報セキュリティ対策の実施手順書を含め、情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、全役職員等を対象とした研修を以下のとおり実施した。

【情報セキュリティ及び個人情報保護研修の実施状況】

年度	実施時期
平成30年度	平成30年9月25日～27日
令和元年度	令和元年11月～3月
令和2年度	令和2年10月～11月
令和3年度	令和3年10月～11月（情報セキュリティ研修） 令和4年1月～2月（個人情報保護研修）
令和4年度	令和4年10月～11月（情報セキュリティ研修） 令和4年11月～12月（個人情報保護研修）

・情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象として以下のとおり実施した。また、実施結果については、パソコン起動時の画面表示等により、役職員等への周知を行った。

【情報セキュリティ自己点検の実施状況】

年度	実施時期
平成30年度	平成30年10月22日～11月9日
令和元年度	令和元年12月6日～20日
令和2年度	令和2年12月16日～25日
令和3年度	令和3年12月6日～20日
令和4年度	令和4年12月12日～23日

・標的型メール攻撃訓練については、全役職員を対象として以下のとおり実施した。

成果がある

b：取組は十分である

c：取組はやや不十分であり、改善を要する

d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

			<p align="center">【標的型メール攻撃訓練の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>平成31年1月～2月</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和元年12月～令和2年1月</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和2年11月～令和3年1月</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>令和3年8月～11月</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和4年8月～11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>・情報セキュリティインシデント対応訓練については、情報インシデントが発生した際のCSIRT役職員等を対象として以下のとおり実施した。また、その結果報告書を全役職員に共有することで、情報セキュリティ意識の向上を図った。</p> <p align="center">【情報セキュリティインシデント対応訓練の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>平成31年2月20日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年3月2日</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和2年12月25日</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>令和3年12月21日</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和4年12月14日</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施時期	平成30年度	平成31年1月～2月	令和元年度	令和元年12月～令和2年1月	令和2年度	令和2年11月～令和3年1月	令和3年度	令和3年8月～11月	令和4年度	令和4年8月～11月	年度	実施時期	平成30年度	平成31年2月20日	令和元年度	令和2年3月2日	令和2年度	令和2年12月25日	令和3年度	令和3年12月21日	令和4年度	令和4年12月14日		
年度	実施時期																												
平成30年度	平成31年1月～2月																												
令和元年度	令和元年12月～令和2年1月																												
令和2年度	令和2年11月～令和3年1月																												
令和3年度	令和3年8月～11月																												
令和4年度	令和4年8月～11月																												
年度	実施時期																												
平成30年度	平成31年2月20日																												
令和元年度	令和2年3月2日																												
令和2年度	令和2年12月25日																												
令和3年度	令和3年12月21日																												
令和4年度	令和4年12月14日																												

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-5	情報公開の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づく適切な情報公開。 <評価の視点> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームペー	<主要な業務実績> 毎年度、 ・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準及び妥当性の検証結果 ・第4期中期目標期間(平成30年度～令和4年度)に係る、事業計画 ・資産保有状況 等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。		<評価と根拠> 評価：B 役員の報酬等及び職員の給与水準等について、基金ホームページで情報公開を行っており、中期計画における取組は十分であることから、B評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		評価	B	自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。
							評価		

			ジ等で適切に情報 公開しているか。				
--	--	--	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-6	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)
4 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等				評価：B		評価 B	評価
							2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/2×2項目=2点 1.5点以上2.5点未満：B	
(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 年金資産の運	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取	<主要な業務実績> ア 農業者年金基金職員 研修の基本方針及び毎年度の研修実施計画に基づき、新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修を実施したことに加え、資金部職員に対し、年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施したことにより、人材の育成を図った。 ○年金資産の運用等に関する専門研修（Web開催を含む） ・債券・株式・ポートフォリオ入門(専門研修) 5回 ・債券初級者セミナー(専門研修) 3回 ・公社債基礎研修 2回 ・資産運用研修 1回 ・資金運用内部研修 6回		<評価と根拠> 評価：b ア 毎年度、新任職員に対する新任者研修を実施したことに加え、資金部職員に対し、専門研修を実施した。 イ 毎年度、都道府県段階の業務受託機関の新任担当者等に対する研修会を実施し、制度への理解及び事務処理能力の向上に努めた。特に、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、Web方式を導入する等工夫しながら対応した。		評価 b	評価
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

<p>及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。</p>	<p>用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p> <p>なお、研修終了後に理解度テストを実施する。</p> <p>また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。</p> <p>イ 業務受託機関担当者 業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。</p>	<p>得支援。</p> <p><評価の視点></p> <p>ア 新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。</p> <p>理解度テストを実施しているか。</p> <p>研修等の実施計画を策定しているか。</p> <p>職員の専門資格取得支援を実施しているか。</p> <p>イ 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債投資Σ3級コース（専門研修） 1回 <p>イ 業務受託機関担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度、令和元年度は、業務受託機関の担当者が東京に一堂に会して、5月に新任者担当者研修会、6月に専門業務研修会を開催した。 ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を踏まえ、6月に新任担当者研修会と専門家研修会を合わせて開催するとともに、当会議に出席できなかった業務受託機関を対象としたブロック毎(北海道・東北、北陸、近畿)の会議を7月に開催し、さらに9月にWeb会議を開催した。 ・ 令和3年度は、さらに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言等が発出される状況となったため、新任担当者研修会と専門業務研修会を合わせて、3ブロックに分けてWeb方式により開催（5月17・18日、19・20日、24・25日）した。 <p>また、制度改正（現中期計画期間当初に予定無し）に向け、コロナ禍に対応して、3ブロックに分けてWeb方式により制度改正説明会を開催（9月3日、6日、7日）する等、制度改正内容を含めて能力向上を図るよう取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web研修会が可能となり、令和4年度は、新たにハイブリット形式を導入し、4月に担当者入門研修会、5月に新任者業務研修会、6月に専門業務研修会（それぞれハイブリット対応）を開催した。 ・ 令和4年度より、各種研修会での説明者を録画し、その録画を基金HPに掲載し、業務受託機関の担当者が復習できるよう対応した。 	<p>さらに、制度改正施行に対処しつつ、能力向上を着実に図られるよう、取り組んだ。</p> <p>中期計画における取組は十分であることから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>								
<p>(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 考査指導については、中期計画策定時に予め選定した、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置き、毎年度考査指導実施計画を策定し、当該年度計画に従い、以下の機関数において効</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>平成30年度から令和4年度までの実績累計は1,053機関に対して考査指導を行い、そ</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	b											
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。												
評価												

<p>査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。</p> <p>査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。</p>	<p>査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 中期計画期間における査指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に査指導を実施する。</p> <p>イ 査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、査指導の効果の浸透を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査指導の効果の浸透。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に査指導を実施したか。 ・ 査指導の効果の浸透を図っているか。 	<p>率のかつ計画的に実施した。</p> <p>年度別査指導実施実績</p> <table border="1" data-bbox="923 205 1804 415"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 関</td> <td>174</td> <td>312</td> <td>206</td> <td>196</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>累 計</td> <td>174</td> <td>486</td> <td>692</td> <td>888</td> <td>1,053</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行下であったが、査指導実施計画に従い、以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 令和2年度査指導では、新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用で、先行きが見通せないことから、実地による査指導を見送り、初めて実地によらない査指導を導入し、電話を利用した同時通話方式により査指導を行った。</p> <p>(2) 令和3年度査指導では、新型コロナウイルス感染症による感染状況を踏まえ、実施手法を査指導実施日の2週間前迄に判断し、その結果「実地によらない査指導(7月から9月)」、「実地による査指導(10月から12月)」を行った。</p> <p>(3) 令和4年度査指導は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用されなかったことから、査先の理解を得つつ、実地による査指導を行った。</p> <p>2 査指導の効果の浸透については、毎年度当初に前年度の査指導結果等を踏まえ、査指導により把握した事例や注意すべき課題等の結果について基金のホームページに掲載するとともに、例年4月から5月にかけて基金が実施する都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議で説明し、注意喚起及び内容の周知徹底を図った。</p> <p>また、毎年度必要に応じて査指導調査票の内容を見直すとともに、査指導の対象とならなかった業務受託機関の事務処理等の適正化に資するため、査指導セルフチェックシートについては査指導調査票に準じて内容を見直し、各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関対象の担当者会議や研修会を通じて、事務処理等の一層の適正化に向けて周知を図った。</p>		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	機 関	174	312	206	196	165	累 計	174	486	692	888	1,053	<p>の結果を基金ホームページで公表しており、中期計画における取組は十分であるため、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)																		
機 関	174	312	206	196	165																		
累 計	174	486	692	888	1,053																		

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

別 紙

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

平成30年度～平成34年度予算

総 括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
運営費交付金	9,953	507	2,733	13,193	2,944	16,137
国庫補助金	5,850	0	0	5,850	0	5,850
国庫負担金	604,377	0	0	604,377	0	604,377
借入金	293,209	0	0	293,209	0	293,209
保険料収入	71,191	0	0	71,191	0	71,191
運用収入	0	10,582	0	10,582	0	10,582
貸付金利息	9	0	0	9	0	9
農地売渡代金等収入	120	0	0	120	0	120
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	984,709	11,089	2,733	998,531	2,944	1,001,475
支出						
業務経費	451,093	0	2,522	453,615	0	453,615
うち 農業者年金事業給付費	31,337	0	0	31,337	0	31,337
旧年金等給付費	411,915	0	0	411,915	0	411,915
還付金	1,151	0	0	1,151	0	1,151
長期借入関係経費	186	0	0	186	0	186
その他の業務経費	6,504	0	2,522	9,026	0	9,026
借入償還金	485,468	0	0	485,468	0	485,468
一般管理費	1,672	110	82	1,864	1,269	3,132
人件費	1,777	397	129	2,304	1,676	3,979
計	940,010	507	2,733	943,250	2,944	946,194

[人件費の見積り]

期間中総額3,330百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の昇給及び人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] (全勘定共通)

- 平成30年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = ((前年度の一般管理費(業務の状況に応じて増減する経費を除く) - 前々年度の効率化除外経費に相当する経費) × α + 前年度のその他の業務経費 × β) × γ + 当年度の効率化除外経費 + 人件費 - 諸収入 ± δ

α : 効率化係数A (97.00%)

β : 効率化係数B (99.00%)

γ : 消費者物価指数 (平成28年全国平均) (0.999%)

δ : 平成30年度の業務の状況に応じて増減する経費

効率化除外経費: 農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、
事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 子ども・子育て拠出金 + 健康保険料負担金 + 厚生年金
保険料負担金 + 確定拠出年金掛金負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担
金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当)

2 平成31年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = (前年度の一般管理費 (効率化除外経費及び業務の状況に応じて
増減する経費を除く) $\times \alpha$ + 前年度のその他の業務経費 $\times \beta$) \times
 γ + 当年度の効率化除外経費 + 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$

α : 効率化係数A

β : 効率化係数B

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

効率化除外経費: 農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、
事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 子ども・子育て拠出金 + 健康保険料負担金 + 厚生年金
保険料負担金 + 確定拠出年金掛金負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担
金

基本給等 = $C1 \times \varepsilon \times \zeta + C2 \times \zeta + C3$

$C1$: 前年度の基本給等のうち昇給及び給与改定の影響を受けるもの

$C2$: 前年度の基本給等のうち給与改定の影響を受けるもの

$C3$: 前年度の基本給等のうち昇給及び給与改定の影響を受けないもの

ε : 昇給原資率

ζ : 給与改定率

(注) 消費者物価指数、昇給原資率及び給与改定率については、運営状況等を勘案した
伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除され
ない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。
- 2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。
- 3 消費者物価指数、昇給原資率及び給与改定率の伸び率については、ともに0%と推定。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧
給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行
うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係
る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担すること
となっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基

金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

平成30年度～平成34年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理 法人共通	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計			
収入													
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	1,240	149	577	1,966	1,966	537	2,503
国庫補助金	5,850	0	5,850	0	0	0	0	0	0	0	5,850	0	5,850
運用収入	0	389	389	0	277	277	0	0	0	0	665	0	665
特例付加年金被保険者経理より受入	0	0	0	2,023	0	2,023	0	0	0	0	2,023	0	2,023
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5,850	389	6,238	2,023	277	2,300	1,240	149	577	1,966	10,504	537	11,041
支出													
業務経費	2,023	0	2,023	907	0	907	673	0	514	1,187	4,117	0	4,117
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	907	0	907	0	0	0	0	907	0	907
特例付加年金受給権者経理へ繰入	2,023	0	2,023	0	0	0	0	0	0	0	2,023	0	2,023
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	673	0	514	1,187	1,187	0	1,187
一般管理費	0	0	0	0	0	0	318	35	26	379	379	238	617
人件費	0	0	0	0	0	0	249	114	37	400	400	300	699
計	2,023	0	2,023	907	0	907	1,240	149	577	1,966	4,896	537	5,433

[人件費の見積り]

期間中総額585百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の昇給及び人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[収入支出予算の弾力条項]

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

平成30年度～平成34年度予算

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理 法人共通	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計			
収入													
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	2,482	359	2,156	4,997	4,997	1,238	6,235
保険料収入	71,191	0	71,191	0	0	0	0	0	0	0	71,191	0	71,191
運用収入	0	2,316	2,316	0	7,601	7,601	0	0	0	0	9,916	0	9,916
農業者老齢年金被保険者経理より受入	0	0	0	56,941	0	56,941	0	0	0	0	56,941	0	56,941
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	71,191	2,316	73,507	56,941	7,601	64,542	2,482	359	2,156	4,997	143,046	1,238	144,284
支出													
業務経費	63,296	0	63,296	25,209	0	25,209	1,175	0	2,008	3,182	91,687	0	91,687
うち 農業者年金事業給付費	5,221	0	5,221	25,209	0	25,209	0	0	0	0	30,430	0	30,430
還付金	1,134	0	1,134	0	0	0	0	0	0	0	1,134	0	1,134
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	56,941	0	56,941	0	0	0	0	0	0	0	56,941	0	56,941
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	1,175	0	2,008	3,182	3,182	0	3,182
一般管理費	0	0	0	0	0	0	687	75	56	818	818	514	1,332
人件費	0	0	0	0	0	0	621	283	93	997	997	724	1,721
計	63,296	0	63,296	25,209	0	25,209	2,482	359	2,156	4,997	93,502	1,238	94,740

[人件費の見積り]

期間中総額 1, 440 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の昇給及び人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[収入支出予算の弾力条項]

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

平成30年度～平成34年度予算

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
収入					
運営費交付金	0	6,064	6,064	1,097	7,162
国庫負担金	604,377	0	604,377	0	604,377
借入金	293,209	0	293,209	0	293,209
諸収入	0	0	0	0	0
計	897,586	6,064	903,650	1,097	904,748
支出					
業務経費	412,118	4,613	416,731	0	416,731
うち 旧年金等給付費	411,915	0	411,915	0	411,915
還付金	18	0	18	0	18
長期借入関係経費	186	0	186	0	186
その他の業務経費	0	4,613	4,613	0	4,613
借入償還金	485,468	0	485,468	0	485,468
一般管理費	0	610	610	487	1,097
人件費	0	841	841	611	1,452
計	897,586	6,064	903,650	1,097	904,748

[人件費の見積り]

期間中総額 1, 215 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の昇給及び人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなってい

る。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

平成30年度～平成34年度予算

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年金事業	法人共通	合計
収入			
運営費交付金	166	72	238
貸付金利息	9	0	9
農地売渡代金等収入	120	0	120
諸収入	0	0	0
計	295	72	367
支出			
業務経費	43	0	43
うちその他の業務経費	43	0	43
一般管理費	57	30	87
人件費	66	41	108
計	166	72	238

[人件費の見積り]

期間中総額90百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の昇給及び人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[収入支出予算の弾力条項]

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

(単位:百万円)

区 別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	499,523	28,619	2,733	530,875	3,002	533,877
経常費用	483,006	28,619	2,733	514,357	3,002	517,360
人件費	1,777	397	129	2,304	1,676	3,979
業務費	434,585	432	2,522	437,539	0	437,539
一般管理費	1,672	110	82	1,864	1,269	3,132
減価償却費	740	0	0	740	58	798
給付準備金繰入	44,231	27,679	0	71,911	0	71,911
財務費用	16,517	0	0	16,517	0	16,517
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	499,506	28,619	2,733	530,857	3,002	533,860
運営費交付金収益	9,953	507	2,733	13,193	2,944	16,137
国庫補助金収入	5,850	0	0	5,850	0	5,850
国庫負担金収入	118,910	0	0	118,910	0	118,910
財源措置予定額収益	293,209	0	0	293,209	0	293,209
保険料収入	70,862	0	0	70,862	0	70,862
運用収入	0	28,111	0	28,111	0	28,111
貸付金利息収入	9	0	0	9	0	9
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	714	0	0	714	58	771
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	△17	0	0	△17	0	△17
目的積立金取崩額	26	0	0	26	0	26
総利益	9	0	0	9	0	9

[注記] 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成30年度～平成34年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理 法人共通	合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計			
費用の部	3,827	2,904	6,731	2,023	277	2,300	1,369	149	577	2,094	11,125	547	11,673
経常費用	3,827	2,904	6,731	2,023	277	2,300	1,369	149	577	2,094	11,125	547	11,673
人件費	0	0	0	0	0	0	249	114	37	400	400	300	699
業務費	0	62	62	907	0	907	673	0	514	1,187	2,157	0	2,157
一般管理費	0	0	0	0	0	0	318	35	26	379	379	238	617
減価償却費	0	0	0	0	0	0	128	0	0	128	128	10	139
給付準備金繰入	3,827	2,842	6,669	1,116	277	1,393	0	0	0	0	8,062	0	8,062
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	5,850	2,904	8,754	0	277	277	1,369	149	577	2,094	11,125	547	11,673
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	1,240	149	577	1,966	1,966	537	2,503
国庫補助金収入	5,850	0	5,850	0	0	0	0	0	0	0	5,850	0	5,850
運用収入	0	2,904	2,904	0	277	277	0	0	0	0	3,181	0	3,181
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	128	0	0	128	128	10	139
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	2,023	0	2,023	△2,023	0	△2,023	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	2,023	0	2,023	△2,023	0	△2,023	0	0	0	0	0	0	0

[注記] 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成30年度～平成34年度収支計画

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理 法人共通	合計
	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計			
費用の部	13,921	17,296	31,216	56,941	7,635	64,576	2,790	359	2,156	5,304	101,097	1,263	102,360
経常費用	13,921	17,296	31,216	56,941	7,635	64,576	2,790	359	2,156	5,304	101,097	1,263	102,360
人件費	0	0	0	0	0	0	621	283	93	997	997	724	1,721
業務費	6,364	370	6,734	25,209	0	25,209	1,175	0	2,008	3,182	35,125	0	35,125
一般管理費	0	0	0	0	0	0	687	75	56	818	818	514	1,332
減価償却費	0	0	0	0	0	0	307	0	0	307	307	25	332
給付準備金繰入	7,557	16,926	24,482	31,732	7,635	39,367	0	0	0	0	63,849	0	63,849
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	70,862	17,296	88,158	0	7,635	7,635	2,790	359	2,156	5,304	101,097	1,263	102,360
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	2,482	359	2,156	4,997	4,997	1,238	6,235
保険料収入	70,862	0	70,862	0	0	0	0	0	0	0	70,862	0	70,862
運用収入	0	17,296	17,296	0	7,635	7,635	0	0	0	0	24,930	0	24,930
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	307	0	0	307	307	25	332
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	56,941	0	56,941	△56,941	0	△56,941	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	56,941	0	56,941	△56,941	0	△56,941	0	0	0	0	0	0	0

[注記] 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

している。

平成30年度～平成34年度収支計画

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
費用の部	412,118	6,367	418,485	1,119	419,604
経常費用	395,601	6,367	401,968	1,119	403,087
人件費	0	841	841	611	1,452
業務費	395,601	4,613	400,214	0	400,214
一般管理費	0	610	610	487	1,097
減価償却費	0	303	303	22	324
財務費用	16,517	0	16,517	0	16,517
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	412,118	6,340	418,459	1,119	419,578
運営費交付金収益	0	6,064	6,064	1,097	7,162
国庫負担金収入	118,910	0	118,910	0	118,910
財源措置予定額収益	293,209	0	293,209	0	293,209
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	276	276	22	298
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	△26	△26	0	△26
目的積立金取崩額	0	26	26	0	26
総利益	0	0	0	0	0

[注記] 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位:百万円)

区 別	農業者年金事業	法人共通	合計
費用の部	168	73	240
経常費用	168	73	240
人件費	66	41	108
業務費	43	0	43
一般管理費	57	30	87
減価償却費	2	1	3
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	177	73	250
運営費交付金収益	166	72	238
貸付金利息収入	9	0	9
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	2	1	3
臨時利益	0	0	0
純利益	9	0	9
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	9	0	9

[注記] 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成30年度～平成34年度資金計画

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	合計
資金支出	14,250	2,316	16,566	56,941	7,601	64,542	2,482	359	2,156	4,997	86,105	1,238	87,343
業務活動による支出	6,355	0	6,355	25,209	0	25,209	2,482	359	2,156	4,997	36,561	1,238	37,799
投資活動による支出	7,895	2,316	10,211	31,732	7,601	39,333	0	0	0	0	49,544	0	49,544
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	71,191	2,316	73,507	0	7,601	7,601	2,482	359	2,156	4,997	86,105	1,238	87,343
業務活動による収入	71,191	2,316	73,507	0	7,601	7,601	2,482	359	2,156	4,997	86,105	1,238	87,343
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	2,482	359	2,156	4,997	4,997	1,238	6,235
保険料収入	71,191	0	71,191	0	0	0	0	0	0	0	71,191	0	71,191
運用による収入	0	2,316	2,316	0	7,601	7,601	0	0	0	0	9,916	0	9,916
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成30年度～平成34年度資金計画

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年金事業	農業者年金事業		法人共通	
資金支出	897,586	6,064	903,650	1,097	904,748
業務活動による支出	412,118	6,064	418,182	1,097	419,280
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	485,468	0	485,468	0	485,468
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	897,586	6,064	903,650	1,097	904,748
業務活動による収入	604,377	6,064	610,441	1,097	611,539
運営費交付金による収入	0	6,064	6,064	1,097	7,162
補助金等による収入	604,377	0	604,377	0	604,377
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	293,209	0	293,209	0	293,209
借入金による収入	293,209	0	293,209	0	293,209
前中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0

平成30年度～平成34年度資金計画

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	295	72	367
業務活動による支出	166	72	238
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	129	0	129
資金収入	295	72	367
業務活動による収入	295	72	367
運営費交付金による収入	166	72	238
農地売渡代金等収入	120	0	120
貸付金利息収入	9	0	9
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0